

平成27年度 第3回とよた森づくり委員会 会議録

開催日時：平成28年3月22日(火) 午後1時30分～午後4時30分

開催場所：豊田森林組合 第1会議室

出席委員：岡本 讓          清水 元久          蔵治 光一郎          大江 忍  
          澤田 恵美子          鈴木 禎一          山本 薫久          片桐 正博  
          鈴木 政雄          國友 淳子          永井 初美

以上11名

欠席委員：板谷 明美

以上 1名

オブザーバー：西村 継博          鈴木 辰吉          林 富造  
事務局出席者：原田 裕保          古澤 彰朗          青木 剛          北岡 明彦  
          藤本 光義          川合 晃司          市川 靖浩          深見 隆之助  
          井崎 広児          鈴木 春彦          赤川 裕亮

(開会時間 午後1時30分)

## 開 会

### ○古澤課長

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですけれども、委員の皆さん、お集まりいただきましたので、始めさせていただきます。

ただいまより、平成27年度第3回とよた森づくり委員会を開催します。本日は定刻までに御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

会を始めるに先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料でございますが、第3回とよた森づくり委員会次第で、両面コピー刷りのものが1枚。

次に、資料1といたしまして、平成28年度の森林課所管分の当初予算(案)について。これは、議会には上程されておりますけれども議決をいただいておりませんので、まだ(案)という段階でございます。

それから、資料2-1といたしまして、先立って皆様から森づくり構想リニューアルに関する意見・質問ということでいただいたものを配付させていただいております。

続きまして、手書きの資料で大変恐縮ですけれども、資料2-2といたしまして、全体の構想をまとめた全体像についての資料が1枚。

次に、蔵治委員からいただきました森づくり構想見直し意見の附属資料が1部。

続いて、同じく蔵治委員からいただきました日本森林学会・森の健康診断に関するチラシが1枚。

続いて、とよた森林学校の2016年度のパンフレットが1部。

それから、先週の金曜日に人事異動の内示がございました。平成28年4月の定期人事異動の森林課分の異動の状況についてまとめたものが1部ございます。

続いて、平成26年度の森づくり白書が1部。間もなく資料が届きますけれども、11月に行われました森づくり構想シンポジウムの報告書、これは後ほど皆様に配付させていただきます。

配付資料につきましては以上でございます。

不備、不足等おありの委員がお見えになりましたら、事務局へお願いいたします。よろしいでしょうか。

○岡本会長

これもですか。

○古澤課長

そうですね。失礼しました。

当日参考資料ということで、永井委員からいただいた両面コピーの資料が1枚ということでございます。よろしいでしょうか。

なお、板谷明美委員でございますが、本日は欠席でございます。皆さんにお知らせ申し上げます。

それでは、以下、お手元の次第に沿って説明させていただきたいと思います。

初めに、当委員会の会長であります岡本譲様より御挨拶いただきしたいと思います。岡本様、よろしくをお願いいたします。

○岡本会長

どうも御苦労さまでございます。暑くなったり寒くなったり、少し今日は暖かくなったほうかな。どうも体調を崩しがちですけれども。

今日は森づくり構想関連のことが主題でありますけれども、その前に予算等のいろいろな御報告があると思います。ひとつよろしく御審議いただきしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○古澤課長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局側を代表いたしまして、産業部長の原田裕保より御挨拶申し上げます。

部長、よろしく申し上げます。

○原田部長

改めまして、こんにちは。毎回、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

とよた森づくり委員会、今年度第3回目ということですが、森づくり構想のリニ

ューアルということで大分突っ込んだ意見が出てきて、市役所の委員会で、これほど突っ込んだ議論をしているところは他にないというのを改めて感じているところであります。

また、予算につきまして、お耳に届いているかわかりませんが、本来、豊田市に入るべき市民税を国が吸い上げてしまうという影響は、これからじわじわと出てきます。そのような中でも、この森林を守っていかなければいけないというように思っています。その辺についても知恵を絞っていかなければいけないという状況にもなっておりますので、皆様のお力をお借りしたいというように思います。本日は、よろしく願いいたします。

○古澤課長

ありがとうございました。

続きまして、議題に入っていきたいと思えます。

ここからにつきましては、豊田市森づくり規則第5条の規定に基づきまして、委員会の運営を岡本会長にお願いしたいと思えます。

それでは、岡本会長よろしく願いいたします。

○岡本会長

それでは、よろしく願いいたします。

まず予算等の概要につきまして、説明をお願いいたします。

○青木副課長

失礼いたします。それでは、平成28年度の森林課当初予算の概要ということで御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料1をごらんください。

こちらは、先ほど課長から御案内がありましたとおり、3月議会にまだ上程中でございまして、25日が最終日ということで、まだ議決前ということで御了解いただきたいと思えます。

それでは、平成28年度の森林課当初予算（案）ということですが、まず予算でございまして、歳入が2億3,105万7,000円です。こちらは昨年と比較しまして41.1%の減額になっております。

増減の主な理由でございまして、補助金関係が林道の開設と舗装で、開設が減り、舗装が増えているのですけれども、それで約1,000万円の減額です。

それと、あいち森と緑づくり事業の取りまとめの委託ですけれども、こちらが700万円余の減額になります。

一番大きいのが森づくり基金の繰入金ですけれども、こちらが昨年1億3,000万円を繰り入れていたのですけれども、平成28年度はなしということで1億3,000万円の減額になります。

それと、矢作川水源基金の助成金で水源林対策事業助成金なのですが、こちらが1,300万円余の減額、トータルで1億6,100万8,000円の減額になっております。

続きまして、歳出ですけれども、こちらには水道水源保全会計で、水道1トン当たり1

円をいただいている、そちらの財源の事業も含んだ額になっております。平成28年度予算が11億7,311万7,000円、平成27年度と比較いたしまして41.6%の増額になっております。

主な増減の内訳でございますけれども、1つ目が計画推進費、こちらが森づくり構想見直しの関連の事業費になります。

次に、間伐促進費補助金が1,000万円の増、市有林施業管理費が約700万円の減額、あいち森と緑づくり整備費が300万円余の減額、林道開設費が5,870万円の減額、林道舗装費が4,590万円の増額です。

それから、高性能林業機械導入費補助金ですけれども、こちらは森林組合が高性能林業機械を購入される補助金ですけれども、平成28年度の予定はないということで1,035万円の減額になります。

地域材加工流通体制整備費ですけれども、こちらが中核製材用地の造成の測量費、測量設計等ですけれども、約4,000万円の減額です。

それから、平成28年度から中核製材用地の造成に入りまして、これが4億3,700万円の増額になります。

それと、平成27年度で足助農林センターを解体した予算の5,580万円が減額になります。

それと、水源かん養機能モニタリング調査費が800万円余の増額。

新年度の新しい事業として、特用林産振興対策費ということで300万円の増額になります。計で3億4,447万2,000円の増額になります。

こちらが予算の概要で、続きまして2番の事業予定数量ですけれども、間伐事業量と団地化面積、それと路網を整備しております。

間伐事業量でございますけれども、こちらが県有林、公社等を除く、第2次基本計画の対象面積における間伐面積でございますけれども、これが3本で、市関連、市の補助金とで市有林の整備が526ヘクタールになります。平成28年度の基本計画の数字が1,000ヘクタールですので、比率で言うと約53%になっております。

愛知県の予定ですけれども、こちらは予定数量で、あいち森と緑づくり事業が450ヘクタール、治山が200ヘクタールということになっております。合計で1,176ヘクタールの予定をしております。

続きまして、森づくり団地面積ですけれども、こちらは例年どおり1,200ヘクタールを予定しております。

続きまして、路網ですけれども、こちらが林道と作業道と搬出路になりますけれども、林道が970メートル。作業道が、中核作業道を含むということなのですが、3,406メートル。搬出路が1万2,500メートルで、路網の計が1万6,876メートルになります。第2次基本計画が2万5,000メートルですので、約68%ということになります。

以上が、平成28年度の予定数量でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

こちらが平成28年度の主要事業ということで、森づくり基本計画で定めております6つのプロジェクト、それと、その前段でございます森づくり構想という事業を提示してございます。まず継続関係で森づくり構想の4事業です。森づくり構想のリニューアル関係、森林GIS管理費、モニタリング調査費、それと、先ほど1トン当たり1円をいただいて

いる事業として水源かん養機能モニタリング調査費、こちらの総額が7,827万8,000円でございます。

続きまして、具体的施策ですけれども、1つ目が間伐推進プロジェクト。こちらが市の予算で行う間伐関係の補助金等も含めまして、5事業、526ヘクタールですけれども、1億2,820万7,000円で813万7,000円の減額になります。

続きまして、団地化促進プロジェクトで、2事業で団地計画を立てていくものですが、予定数量が1,200ヘクタールで、6,405万4,000円で346万6,000円の減額になります。

続きまして、林業労働力確保プロジェクト。これが2事業ですけれども、団地化推進員の補助金と、とよた森林学校の人材育成の部分ですけれども、2,309万1,000円で75万4,000円の減額になります。

続きまして、林業用路網整備プロジェクト関連ですが、11事業で、林道の開設と、作業道、搬出路、林道の舗装、林道の改良、橋りょうの修繕、それぞれの路線の延長になりますけれども、3億4,751万6,000円で571万3,000円の減額になります。

続きまして、素材生産の効率化・低コスト化プロジェクト関連ですけれども、高性能林業機械施業促進費補助ということで、こちらは導入ではなくて、森林組合の高性能林業機械のレンタル料の補助ですが、2台で105万6,000円、購入費がなくなっておりますので1,023万6,000円の減額になります。

続きまして、木材利用促進プロジェクト関連の4事業ですが、まず木質バイオマス活用促進補助金が466トンの予定。それから、木材利用施設整備促進費交付金。こちらは平成27年度で完了ですけれども、平成27年度中の協議がある場合には平成28年度に支出するというので、前年度協議済見込みということですが、実際にはございません。それと、地産地建ハウス促進事業ということで、これは地域材需要促進の啓発活動。それから、地域材加工流通体制整備費ということで、中核製材工場を活かした木材利用等に関する調査。この4事業で1,178万4,000円、4,166万7,000円の減額になります。

以上が継続になりまして、次に廃止ですけれども、1つ目が、足助農林センター解体処分に伴って管理費がなくなりました。

それから、少額ですけれども、森林活動の森費というのが、実施上予算化を要しなくてもできるということで廃止になっております。

平成28年度新規ですけれども、2つあります。1つ目が中核製材用地整備費ということで、環境調査と造成工事、それに関する伐採でございます。こちらが4億3,700万円です。

それから、特用林産振興対策費ということで、こちらは漆工芸の継承ということで、小原地区に漆の苗を植樹いたしまして、こちらが300万円となっております。

簡単でございますが、以上、よろしく願いいたします。

○岡本会長

説明がありましたけれども、御質問や御意見がありましたら、どんなことでも結構ですので、お願いします。

○清水副会長

1つお聞きしたいのですが、モニタリング調査費が800万円、今回予算化されているのだよね。水源かん養機能モニタリング調査費、824万5,000円。これは去年確か2,000万円、予算化していなかったかね。それは計画でしたか。

○古澤課長

今回、この824万5,000円と書いてあるのは、増えた分ということです。

平成27年度に大洞市有林でやって、今度、足助の御内市有林で増えるものです。平成27年度、平成28年度と継続して調査区の設置をやっていきます。そこから10年間は継続してずっと調査をしていくというものですので、1調査区、地域が増えるということです。

○清水副会長

それが824万5,000円。

すごくかかるのだね。はい。わかりました。

○古澤課長

堰堤を作ったり、機械や気象観測、そういったものが必要になりますので。

○岡本会長

よろしいですか。

○清水副会長

はい。

○岡本会長

その他にはありますか。

○蔵治委員

せっかく県の西村さんにオブザーバーに来ていただいているので、あいち森と緑づくり事業と治山保安林について、平成27年度との比較で、平成27年度が確定していないのかもしれないませんが、おおむねどうかというところをお教えいただければと思います。

○西村オブザーバー

平成27年度は若干、減って400ヘクタールほどの実績になりました。

治山事業は地区ものが減っていた関係で、今年は確か70ヘクタール程度にとどまっていると思います。

○蔵治委員

来年度は、ここに書いてあるとおりですか。

○西村オブザーバー

一応、計画としては450ヘクタールやっていきたいなど。

○蔵治委員

はい、ありがとうございます。

○岡本会長

その他。はい、どうぞ。

○大江委員

済みません。事情が少しわからないのでお聞きしたいのですが、歳入の森づくり基金の繰入金がなくなるというのは、何か理由がありますか。

○古澤課長

こちらは森林課でどうこうというよりも、財政側で予算を組むときに、基金を今崩すかどうかという話の中で、今回減ったということは貯金をおろさずに温存してあるということです。ですので、この先、税収の変化もありますので、今回は、この森づくり基金を使わずに平成29年度以降の財源として取っておこうということです。ですので、減ってなくなってしまったということはないです。

○大江委員

はい、わかりました。

○岡本会長

その他、何かございませんか。なければ次の話題に行きたいと思いますが、いいですか。

それでは、次の森づくり構想関係の話題に入りたいと思います。

事前に配付された資料でいろいろな意見を見られたと思いますけれども、膨大な量で私も読んでもしっかり頭に入らないところですが、まとめたほうからやりますか。簡単をお願いします。

○深見担当長

森づくり担当深見です。先回の森づくり委員会で皆様からご意見やお考えをいただきましたという依頼をさせていただきまして、大変忙しい中、全ての方から提出をいただきました。それぞれの立場の率直な意見をいただき、貴重な資料をいただけたというように考えております。ありがとうございました。

これらの意見は、今回の事前配付に当たり、特に手を加えずして、そのまま配付させていただきました。

それで、皆様の意見を踏まえながら簡単に整理したものが、配布させていただいた、このA3の資料になりますので、これで、先に私から説明させていただきたいと思います。

資料が手書きで大変見にくくて恐縮ですが、ご容赦いただきますようお願いいたします。座って説明させていただきます。

全体的な森づくり構想や基本計画の目的というのは、前回、或いは先々回の委員会でもご説明させていただいたところではありますけれども、この資料の左上から説明しますと、森づくり構想というのは、「豊かな環境、資源、文化云々とあって次世代に継承していく」という一番の目的がございます。その目的に対しての目標を簡単に言いますと「森林の健全化を目指していく」と。その健全化を目指していく中で、拡大造林期等に増え過ぎてしまったと言われているような人工林を、100年という期間を見据えた中で天然林化していくなどの手法を経て、人工林の分母を減らしていこうというものです。それで、その将来像の提示や、20年間ですべきことが記載してあるというものが「森づくり構想」であるというように思っております。

そして、一番の本流に当たりますのが「人工林の健全化」であり、右側に行きまして青色の線で囲んである部分、森づくり構想でいう一番の軸になる部分だというように思っております。

中のフローは、少し視点を変えた形でフローをつくり表現してありますけれども、この部分が森づくり構想でいう理念1の部分になっていると思います。

それから、黄色の線で囲んである部分、主に木材生産とか木材の利活用、いわゆる林業といった部分が、この黄色い囲みの中で表現されてくることではないかというように思っております。森づくり構想でいう理念2の部分というのは、この黄色の部分であると思います。

それから、理念の順番で行きますと、地域と一体となってというようなものが理念3、それからボランティアや共働、或いは教育といったものが理念4というような全体構造になっていると思います。

もう1つは、基本計画に6つのプロジェクトというのがございます。その6つのプロジェクトが、この構図の中のどこに配置されているかというものを表したものが赤い○Pで、全体像がこのように整理されてくるのではないかと考えています。

それから、森林課以外の市の取り組みというものもございまして、その関連を表現しようと思ひまして、図で行きますと、囲みがあって黄緑色で着色してある部分というものが、森林課以外の市の計画とか取り組みといったものになります。

細かな説明は割愛しますが、皆様からいただきました意見等は、大方この中で整理されていくものというように思っております。その意見等を、ある程度テーマ別に項目立てして整理したものが右側の下段の部分になります。今後の委員会で現状を整理し、検討という囲みで記載してあります。

例えば森林の啓発とか教育といった意見は、委員長を初め、たくさんの方から御意見をいただいたところでもありますけれども、例えば資料に戻っていただきまして、最初の森づくり構想の目的とか目標の書いてある四角の囲みのところをご覧ください。いただきましたご意見を踏まえた上で森づくり構想を見直したときに、例えば、基本的な森林の大切さや、機能的な森林の役割、例えば片桐委員からは、人工林と天然林の機能の差って何とか、そもそも人工林って何、健全、あるいは過密、手入れが遅れるとはどういうことか、という



ことがある程度、前提になって森づくり構想というのが出来あがっています。

例えば過密人工林というのがあって、手入れを怠るとどういふことが起こるのか、その重大事件として東海豪雨、あるいは47災、伊勢湾台風といった事実があるわけですしけれども、そういう記述も少し足りなかったのかなというようなことも思ったわけです。

委員長から、こういう啓発のための概要版をつくったらどうかとか、あるいは永井委員から、学校機関との連携などというお話もございましたけれども、案として、この部分をもっとページをとってきちんと森づくり構想の中に書き込んで、森づくり構想そのものを副読本的に使って啓発を進めていったらどうかとか。我々、森林課、或いは森づくり委員会の最大の表現物が森づくり構想になってくるわけですので、この森づくり構想のパフォーマンスを上げていくような考えはどうかということをおもいついたり、それから、人工林の健全化を促す方法では、國友委員や片桐委員からも、もっと大胆なやり方はないのだろうかというような御意見もいただいております、例えば10年前を振り返りますと、強度間伐という、4割間伐というのを推奨してきて、ある程度、定着してきているということがあります。この資料の右上のところに強度間伐と記述がありますが、この強度間伐というのも、10年前のときには比較的斬新なというか、思い切った取り組みという形で、始めるに当たってなかなか同意が得られないのではないかと心配があってスタートしたわけです。そもそも強度間伐も、過密林分に対して下層植生を促すという目的の他に、間伐の期間を延ばすとか、人やお金という部分の中で、コストパフォーマンスを考えた方法として強度間伐を進めてきたという形になります。

これが今、定着して間伐の中心になってきていて、ある意味、うまくいっているということも言えますけれども、一方で、新たな取り組みとして、新しくなったこの委員会では、まだ説明が十分行き届いていないとは思いますが、針広混交林施策というような事業も打ち出して展開をしていくところではありますが、この針広混交林施策というやり方は、なかなか進んでいないというような状況があって、やはり人工林の手入れを進めていくにおいて、所有者というものがあって、そこを配慮した考え方というのが必要なのかなと思ったのが、岡本委員や片桐委員から意見をいただいた、人工林の健全化と青く囲んだ最後のところに、手入れが不要な森林というものを自然任せの森林と。我々は今、林業から離れてとか諦めてといったような進め方でやってきた感がありますが、少し所有者の立場になって、手入れが不要で自然任せの森林というような表現をしながら、新たな手法というものを検討していくべきではないかというようなことを考えたりしました。

こうして、それぞれのテーマにおいて、皆様からいただいた意見において、いろいろなことを考えさせていただいております。ここを一つ一つ説明させていただくと、私の説明の時間ばかり長くなってしまいますので、これらは、今後の委員会で、様々な情報をお出ししながら委員会で議論や提案いただいて、進めていきたいと思っております。

それから、最後の下段で、勉強会や集中議論したいことという形で、こちら本位の書き方で恐縮なのですが、例えば蔵治委員から、皆伐のことについてのお話がありました。あるところでは皆伐を進めていったほうがいい。一方では、急傾斜等を含めたときには皆伐を慎重に議論したほうがいいということもあって、こう思ったときに、私も森林課に長いこといますけれども、実は皆伐に対してのいい意味での効果、あるいは悪い意味で

の影響というものがどういうものなのか、それからよく言われるのは、森林を人間の年齢構成のように、高齢化社会だと言いながら、林齢の標準化が必要であるというような議論もごございます。でも、本当にそれを考えたときに必要なかというのは、非常に迷っているところでもあります。そういう意味で、少し慎重に議論したほうがいいということもありますので、時間をかけて、この部分は議論してみたいと。

それから、将来的に目指す最終的な森の姿というものを今一度共有しておくべき議論をしたらどうかというような形で、ここには記載させていただいたところです。この部分は、順次議論が進んでいく中で、この部分をもっとやったほうがいいのではないかとというような意見が出たときに、それを資料提供でやったり、別の会を設けて勉強会をやったりというように考えていきたいという位置づけのものでございます。

簡単な説明で、図の中身のことについて細かくは説明しておりませんが、不明な点があれば、御質問等いただけたらと思います。

一旦、私の説明は、これで終わりにさせていただいて、また最後の時間で、残った左下の部分について、少しお時間をいただきたいというように思います。

以上です。

○岡本会長

ありがとうございました。

それでは、今の説明については、後でまた質疑の時間があるとして、皆さんが出していただいた意見から、ポイントや補足するというところだけでも結構ですので説明していただきたいと思います。

○清水副会長

いいですか。

○岡本会長

どうぞ。

○清水副会長

今、説明のあったこれですが、今回、通常、パソコンできれいに整理されるけれども手書きで整理されて、それはいいとして、これを見て、私、非常に自分の意見の出し方がまざったか、恥ずかしい思いをしているのですが、こういう整理をされると、私は、この議論の中に入れてもらえないのか、非常に心外な思いをしているのだけれども、どういう理由で、こういう整理をされたのか。

○深見担当長

除外しているというつもりは全くありません。

○清水副会長

普通、このように名前を入れない。何か根拠があるのではないか。

○深見担当長

どなたの意見が、どの部分に反映しているかということ、むしろ分かり易く表現したい。

○清水副会長

そんなものは読めばわかる。わざわざ、こういう整理をしなくてもいい。非常に恥ずかしい思いをした。本当に心外。私は、この議論の中に入れてもらえない、そういう思いをしていた。

以上です。

○岡本会長

全体的なこと、何かありますか。

それでは、今から論議でどういうことになるか、行方は不明ですけれども。それによっては、全然違う方向へ行くかもしれないと思っています。

私自身のペーパーも出ていますけれども、この前の会議あたりの感想からすると、別に構想まで変えなくてもいいのではないかという認識だったのです。だから、基本的には、この論議に私も入らない。ただ、今後の進め方については、いろいろ検討しなければいけないことがあるので、それによっては、変えるべきものがあれば変えてもいいかもしれないとは思っていますけれども、全般的には、10年前に論議していたことから正直変わっていることはないのではないかという感じはしている。

間伐が進まないという個々の問題はいろいろありますけれども、その辺は、どう解決していくのかというのが今後の論議ではないのかということで、私のペーパーの内容を少し補足的に申し上げておきます。

○永井委員

済みません。少しいいですか。お願いします。

○岡本会長

はい。

○永井委員

今から各委員のポイントというお話だったと思うのですが、違いましたか。それは置いておいて、山本委員に10年前の森林課の取り組みを大変褒める意見があって、そういう劇的なことがあったのだなというように私は読ませていただきました。

私は今回のこの表で、名前のない方もいらっしゃることに全然思い至らなかったのですが、とてもわかりやすく、森林課、今回もすごく頑張られたなというように単純に受け

とめておきました。

岡本会長も今おっしゃったように、まずこれをなぜ変えなければいけないのか、変える必要があるのか、名称を変えるだけでも、という意見が少しあるので、そのあたりをもう一度説明していただいて、みんな共通で、では変えようとなったところで意見を言ったほうがいいのではないかと思って提案します。

#### ○蔵治委員

よろしいですか。今、清水副会長が少々過激なことをおっしゃっていましたが、清水副会長の御意見を拝見しますと、1. 背景、2. 課題ということで課題が3つ挙げられているわけです。この課題を見ますと、例えば最初の「原点に立ち帰り、当初目標とした2万5,000ヘクタールの放置過密森林の一刻も早い機能回復を図るべきである」ということで、これは先ほど森林課が説明された部分の人工林の健全化というところに、まさに対応していることです。人工林の健全化というところに清水という名前を書いておかなければいけなかったのだらうなと思いましたが、それでも。

その後、2つ、水道水源基金ということが特にそこで注目されて御意見をおっしゃっているわけですが、今日の森林課の説明の中には、特に水道水源基金、あるいは水道水源基金の根拠となっている水源涵養機能が特段浮かび上がる形では、まだ整理できていないということなので、恐らく今後、森林課の説明がさらに精密化されていく中で、水源涵養機能がどのように位置づけられていくかということも当然議論に上がるし、そこにおいて水道水源基金の取り扱いをどうすべきか議論に上がるだろうと思います。そういう意味では、決して議論の土俵に、この議論が含まれていないというようなことは全くないと思いましたが、どうか、今後とも議論に参加していただきたいなと思っております。

#### ○岡本会長

一通り皆さんに発言していただきたいと思いますが、このペーパーの順序で、お一言ずつでも意見を頂ければと思います。次の板谷委員がお休みしていますので、大江委員、一言でも二言でもあればお願いします。

#### ○大江委員

私も専門的なことだけ書けばいいのかなと思ったものですから。私自身は製材とか建築をやっているものですから、今回、製材所を招致することに対して、例えば鈴木（禎）委員のところまでやってきたこととかがすごく影響を受けるのではないかということが一番の心配です。伝統工法的な建物をやっていくために、製材業がどんどんなくなってしまいうということが、今、危機的な状況なものですから、大量に材木を出すということは確かに必要なことかもしれないのですが、細かいところまで気がつく製材所がなくなってしまいうようなことにならないようにだけ、きちんと配慮してほしいと思っています。今度できる製材工場のところにばかり材木が流れていってしまうようでは困るということが一番心配しています。ただでさえ、苦しい中、今やってみえるという現状の中で、こういった大きな工場が来てしまうと、どうなるのかなというのがあります。以前も、東三河

では、既に皆さんも御存じのとおりHOLZ三河というところできて、そのためにいろいろな技術が集められて、あいちの木で家をつくる会なるものも県が主導でつくったのですけれども、それも実は余りうまくいかなかった。それと並行して杉生という会社も東三河にはあって、いろいろな製材組合が出して株式会社化して、その杉生は今も頑張っているけれども、県の補助金だとか入ったところというのは、補助金目当てと言ったら失礼なのですけれども、そういったところがあるのではないかというところがあります。今回誘致される工場も本当に森林のためになるのかなというのは、まだまだクエスションのままであります。森づくり委員会では、そういうことを今まで議論してきたこともないのに、なぜ森づくり委員会でその議論をしているのかということ自体が、実は一番クエスションでした。急に製材所の話が森づくり委員会に持ち込まれてきたこと自体が少し不思議だったのですけれども、皆さんが逆に、その辺、どういう意見だったのかなと思います。他の委員の方たちも、当初は、そういう話は全くないまま来ていましたので。そんなところですよ。

○岡本会長

蔵治委員、抜いてしまったけれども、後でよろしいですか。

○蔵治委員

では、最後にでも。

○岡本会長

そうですね。

○蔵治委員

この附属資料についてだけ説明させていただきたいと思います。

○岡本会長

では、次に澤田委員、お願いします。

○澤田委員

自分の思ったことを書かせていただきました。まず、豊田の森づくりの構想の目的というのが一番初めに書いてあるように、ますます地球温暖化が進んで、いろいろな災害が起こってくる可能性があるんで、やはり森を、保全だとか、それから森を次世代につないでいくことをしっかりと打ち出さないといろいろな意見に流されてしまうのではないかと思います。だから、保全をしっかりと持ち出すべきという反面、消費者の立場として、こういう建物のように、日本の木材を利用できる仕組み作りが欲しいという気持ちがあります。豊田市には都市部と山間部があることは、豊田市の大きな特色だと思います。いかにそれを生かしながら、そして使っていくのかというのが大きな問題だと思います。どのようにしたら、そういうことがうまくいくのだろうかというのは、専門的な立場ではないのでわ

かりませんけれども、その辺をうまくかみ合わせて生かしたいなというように思いました。だから、森づくりの構想だとか目的だとか基本的な考え方は今までと変わらないです。以上です。

○岡本会長

次に鈴木（禎）委員、お願いします。

○鈴木（禎）委員

私も、木材の利用関係者なものですから、今度できる中核製材工場のことで書かせていただきました。

私たちが現在消化している素材というのは、それほど大量ではないのですが、工場ができること、それから、この木材センターの機能が変わってくるということが言えます。地域の人たちがどのように、材料、素材供給とかを手当てすることができるのか。西垣林業もいっちゃったので話を少しお聞きしたのですが、いずれにしても、森林組合の現時点からの増産部分について、私たちが製品化するのだというお話をされていましたが、その辺、先になってみないとわからない部分なので、どのようになっているのかなということ、気になっています。大体、そんなところですよ。

○岡本会長

どうもありがとうございました。

次に山本委員、お願いします。

○山本委員

これに書いたものを読んでいただきたいのですが、森づくり構想というのは、清水委員が書いておられることと一緒に、2万5,000ヘクタールの人工林の問題をどうしたらいいのかというところに正面を当てて構想を立てて、こういう目標の立て方というのは、他の行政部門ではなかなかできにくいことをやられたなというように、当初から私は思っているのです。私は、実は環境政策課の環境審議会というものに出たことがあるのです。いろいろ聞いていると、大体今までやってきたことに、プラスか横ばいか、できることを目標にしているのです。それはできるよね、という感じだったのです。だから、それは100%出るのです。多分、行政的には、そういう数字で100%とか出てくると、よくやると褒められるというか、そういう思想というか考え方が多いだろうけれども、森林課がつくった森づくり構想と、まるっきりそれと違うのです。どちらかというと、トヨタ自動車に近いような発想というか、本当にこれをやらないとだめですよという。つまり、自分たちの能力は能力で少し置いておいて、今、森の状態がどうなっているかということを見て、6万数千ヘクタールの森林があって、そのうちの3万ヘクタール近くが人工林で、3万ヘクタール以上あるのですが、そのうちの2万5,000ヘクタールを、まず間伐は2回しなければいけないだろうと。そうしないと多分いけないだろうということで、20年間に2回やるということで、まずは10年間に、単純に計算すれば毎年2,500ヘクタールずつやる。だけ

れども、考えてみても、総合計しても、間伐の実績から総合計しても、はるかに高い目標だったのです。だから、徐々にその後の労働力を確保するだとか、いろいろな施策をやりながら、そういう能力を上げていきながら何とかこれをやっていきたいと思いますという、そういう逆算方式というか、本当に真剣に、この森林の問題を解決しなければいけないという立場から立てられて、それをやりますと。どう考えても、常識的に考えると100%にならない。相当なアクションと相当なエネルギーを、市民の理解も含めてだけれども、相当やらないとできないという目標だったかなというように、当初から私たちは感心しておりました。だけれども、それをやらないと、結局、人工林問題は解決しない。林野庁が出した林業白書を、皆さんよく読まれると思うのだけれども、あれは、そういうことは書いていません。そういう書き方をすると国の責任にかかってしまうから、どこどこがやりますと国のものは書いてなくて、豊田市のもは、それを書いてしまっているというところが、ある意味で、ものすごくつきやすい。絶対達成しようがないものだから、つきやすいのだけれども、すごく責任感にあふれているというか、いろいろ手を打ってやっているのだなというところでやっているのです。

私が何が言いたかったかというところ、そこをもしリニューアルということで再検討するならば、そのところは実際どうなのだろうか。今、豊田市の森林の状況は、どうなっているのだろうか、人工林の問題も、どうなっているかということをもう一度、拾い直して状況を考えて、では、どう手を打っていくかというやり方を、この森づくり委員会の中で勉強させていただきたいし、議論していくといいなというように思っています。それが中心的な論点で私は書いてあります。

#### ○岡本会長

ありがとうございました。次は片桐委員お願いします。

#### ○片桐委員

私は幾つか議論していただきたい項目を挙げていますけれども、まず、この森づくりのことを考えるに当たって一番引っかけた点というのは、本来、森はどうあるべきかということです。これは既に当初の議論の中で10年前に十分議論されているのかもしれませんが、私は参加していませんので承知していませんけれども、人工林でもしっかり管理が行き届いていれば、それは十分なのかもしれませんし、天然林でも、やはり何か手を加えないとまずいのか、純粹に森が天然林であれば、何もしなくても十分に一番望ましい状態で環境に優しく、あるいは動植物に優しいかもしれない。森というのは、どういうものなのかということ、まずしっかりした論点を押さえておきたいという思いであります。もちろん人工林で林業として循環させていくということを否定するわけではないですし、それができる環境のあるところは、今後も展開していけばいいと思いますけれども、まず森づくりを考える場合、森はどうあったらいいのだろうかということ、まずは、教えていただければということ、思っています。

あと、幾つか挙げていますけれども、今後の議論の中で、またいろいろ参加していきたいというように思います。

○岡本会長

ありがとうございます。

次に鈴木（政）委員、お願いします。

○鈴木（政）委員

毎日、森で丸太を切って販売しているのですけれども、出口をほっておいて、幾ら生産の部分だけやっても不毛だなと、つくづく最近思うのです。昔は、こういう問題は何も起きなかったのです。90センチメートルの丸太まで市場へ全部出ていきまして、つり束や下束になって、曲がった木が、先端1メートルが1寸8分の垂木の厚みだけ曲がっていれば隅木に売れたし、天秤に曲がった材が、今、全く出口論なしでやっているのですけれども、何か不毛な気がして、材の消費のされ方は全くおざなりにしてきてしまったツケがずっと来ていると思います。おびただしい量が山に残っていきまして、今度できる製材工場だって、恐らく直材しか使わないのですけれども、曲がったB材、C材をバイオマスの発電に回すとかすれば、また雇用が生まれるのですけれども、毎日丸太を売っている立場から考えると、本当に、不毛と言うと失礼になってしまうのであれだけでも、出口を何とかすれば、もう少し何とかなるのではないかと思って毎日やっています。

○岡本会長

ありがとうございました。次は國友委員、お願いします。

○國友委員

前回、森林課から説明があった課題に対して意見を書いています。

私が書いた視点は、森づくり構想ができた発端である、防災という視点と人工林をどうしていくかという林業の面からみた森づくりの2つです。

課題の一つである針広混交林化が進まないという点に関しては、この森づくり構想で、森林の整備目標として決めていることだと思いますので、それ自体を議論するよりも、どのようにそれを進めていくかを考える必要があります。この地域の本来の森林植生を考えると、3代遡ったら、森林はこんなに多くのスギやヒノキの人工林で受け継がれてきたのかという視点から森を見ると針広混交林化していくのも将来像として考えやすいのではないかと考えます。防災の視点からは、蔵治委員のような専門家の先生から、人工林の過密林、適正林、それから自然林のタイプ別に、例えば

水源涵養機能が、どう違うかを数値でわかりやすく説明していただけると良いと思います。市民の方がわかりやすい数値や、加えて生物多様性の違い等を、わかりやすく説明できるツールがあると、よいと思います。今後すぐに針広混交林化が進むのは難しいと思いますが、10年、20年かけて、こういった啓蒙活動が必要だと思います。

次に、林業の従事者不足について、この資料でうまく整理していただいたと思いますが、おいでん・さんそんセンターを活用し、林業という視点だけではなくて、田舎で暮らすことの中の一つに林業があるという視点で、一緒に人材育成を連携してやっていくのがいいのではないかと思います。



また、前回の議論の中でも出ていた皆伐が増えてきたときのルールづくりやか低コスト育林について議論が必要だと思います。

以上です。

○岡本会長

それでは、永井委員、発言をお願いします。

○永井委員

平易な言葉で書いてあるので読んだままですが、特に5番の森林所有者の責務というところで、蔵治委員の資料に京都府森林適正管理条例があったので調べてみたら、がけ崩れとかが起こりそうなのに、何とかしなさいと言われて放置しておくで50万円の罰金ってすごいなと思いました。まだ払った人はいないと思うのですが、やはり山を持っている人に責任を持たせることが、もし豊田市も、そのようなことができるのであればいいと思います。予算も、国に吸い上げられて減ってきたということも聞いているので、そういうのも考えてもいいのではないかと思います。

土地を持っていて困っている人もたくさんいると思います。所有者であるだけでお金や手間ひまがかかるのに、さらに京都市のような条例があると、土地を持っていることによって負の面ばかりが起きてしまうような状況にもなるので、個人が不要な土地を吸い上げるような制度があったら、それこそ全国に先駆けた大きな一歩になるのではないかと思います。

それからもう一つ、重ねてで申しわけないのですが、森づくり構想というのは、第3章第17条に、その内容というのがあります。森づくり構想には、次の事項を定める。1つが、目標とする森林像。2つ目が長期の指針、3つ目が循環利用のための長期の指針。そして、その他になるのですが、私なりに一生懸命読むのですが、この内容のどこが現状とそぐわないのかよくわからないので、予算的なことだとか、現状が変わってきたことは何度か説明を受けたのですが、なぜ変えなければいけないのかということ、もし機会があれば、もう一度教えていただけるとありがたいなというように思います。

以上です。

○岡本会長

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、蔵治委員をお願いします。

○蔵治委員

では、私から少し時間をいただきまして、私の個別の意見ではなくて、附属資料を御紹介させていただきたいと思います。

この附属資料は、先ほど森林課から手書きの資料の説明があったこと、これまで10年間に起きたこと、当初、豊田市は合併して森林課ができて、森づくり構想を1年半がかりでつくったというあたりがスタートだったのですけれども、私の説明は、そのはるか前の、

そもそも、なぜこういうことになってしまったのかということ、江戸時代までさかのぼって整理した資料になります。今、ここにいらっしゃる方の中には、もちろん釈迦に説法で、よく御承知の方も多いとは思いますが、そもそも論というのをまず共有することも大事だと思ってつくったものであります。

これはスライド形式になっていますので、字も非常に大きいのでわかりやすいと思うのですが、最初、森林にはいろいろな機能があると言います。その中には、公益的機能という言葉もあります、多面的でもありますと言いますが、その機能とか公益というのは、どういうものかというのを整理させていただきます。

そうしますと、ここに7種類の機能がリストされていて、この7種類の機能は全て人間にとって何らかの恵みになっているということです。人間の安心安全な生活にとって必要な機能であり、恵みであり、サービスになっているわけです。森林が、そういう働きを持っているために、我々にとっては非常にありがたい存在だということになるのですが、この7つの機能は、上の5つと下の2つで性格が違っておまして、そのために、上の5つだけを取り出して公益、下の2つについては私益というように分類することがあるということですが、その分類をしなくても、この7つは全て人間にとって非常にありがたい働きなのだということ、をまず御理解いただきたいということです。

それで、よく木材生産以外の機能のことについて、これは環境だということを盛んにいらっしゃる方がいらっしゃるのですが、それは少し言葉の使い方が私は変だと前から思っています。環境というのは、確かに、この上から5番目のところには環境という言葉が出てくるのですが、それ以外の上の4つについては、環境というよりも、防災であるとか水資源であるとか、あるいは地球温暖化にも対応しております。つまり、環境という言葉とはマッチしていませんので、木材生産以外は全て環境だというのは、私は、そういう言葉の使い方はしていませんので、誤解のないようにお願いします。

次のページに行きますと、なぜ、今お示しした7種類の機能が5種類と2種類に分かれてしまったのかというと、それは江戸時代には分かれておりませんでした。それを分けてしまったのは明治維新という大革命と、その後に行った明治政府による改革で、その改革は地租改正といえます。

それで、私は10年前の森づくり委員会で構想を作ったときに、よく覚えていることがあるのですが、旭に安藤久氏さんという森林所有者の方が会議にいらっしやまして、地券を持参されたわけです。地券というのは、明治政府が発行した、この森林はあなたのものですということを証明する書類です。その安藤さんは、明治天皇から、こういう地券というものが発行されたのだから、自分のものになったのでありがたくいただいて、それをこれまで管理してまいりましたと、そういう説明をされました。それがまさに明治維新による地租改正のやったことで、森林を個人の財産、個人ではなくて法人であったり、国家であったり、自治体であったりというのも全部あるのですが、とにかく誰かの財産にしてしまったということです。

では、それより前は、江戸時代はどうだったかと言ったら、森は地域の共有財産であって、地域というある意味漠然とした概念の中で、そこでみんなで利用してみんなで恵みを分かち合おうという中であって、その中には木材も当然あったし、キノコとか山菜

とか、全てあったということだと思います。細かいことを言えば切りがないのですが、大ざっぱに言えば、明治維新で思い切った改革をしたために、森林が個人、あるいは法人の所有になった。そうしてしまったために、森の恵み、機能が所有者の恵みだけに限定される恵みと、地域全体の恵みとして残っているものに分かれてしまったということです。それで、所有者の恵みになっているものが私益、地域全体の恵みになっているものが公益というように言葉を使い分けられて現在に至っています。

こういう所有者を設定したことによって何が起きたかという、地域の恵みというのは、今まで地域の人たちみんなですべて守ってきたと思うのですが、個人の財産としてしまうと、個人が勝手にいろいろなことができるようになってしまって、好き勝手にしてしまうということで、それは個人が個人で頑張る木材生産とか、そういう意味では非常に効果的にいい仕組みなのですが、残念ながら地域の恵みを全体として発揮するという点ではマイナスのほうが大きいわけです。明治時代に、この大改革によって何が起きたかと言ったら、みんな競って森林を伐採するようになってしまったわけです。森林の過剰利用と言いますが、日本の長い歴史の中で森林が最も荒廃していたのは明治時代の中期だと言われています。これは、明治維新の改革が余りにも大胆不敵だったので、みんな、そういう改革をされてしまうのだったら伐採して使ってしまうというようなこともあったでしょうし、このころ、ちょうど化石燃料が世の中に出てくる直前で、多くの人、産業も生活もそうですけれども、エネルギー源というのは全部森林に頼らざるを得ない時代で、森林の需要というのも非常に拡大していたということが背景にあるのですけれども、過剰利用ということになって、場合によっては、はげ山化しまして、そこから大量の土砂が流出して洪水が非常に多かったというのが明治の中期でございます。

明治政府も、さすがにこれはまずいということで、明治30年に森林法という法律をつくりまして、そのとき同時に砂防法、河川法という法律もつくりまして、この3つの法律を治水三法というのです。この治水三法によって、森林の過剰利用に歯どめをかけると。歯どめをかけるには、個人の財産になっているものですから容易ではないのですけれども、このときもかなり強引に保安林という制度をつくりまして、保安林に指定したところは勝手なことをやってはいけませんという私権の制限をかけたのです。これは、かなり画期的というか、相当強権的なのですが、それが当時は可能でして、保安林になったところは、かなり強制的に森林を保護して植林もするというようなことが進められたということです。時を同じくして、化石燃料が使えるようになったので、森林を燃料エネルギーとして利用する圧力が減少していった、保安林制度が機能したということだと思います。

その後、何が起きていったかという、日本国憲法の制定等もあって、財産権というのも憲法上明確化されたので、個人の権利を制限するということは、ますます困難になっているということです。ですので、保安林制度は現在も生きているのですけれども、それ以外の制度で個人の森林を勝手に何かするということはできなくなって今に至っています。その一方で、今、森林は、御存じのように利用する人がいなくなってしまったので、過少利用、利用が減ってきたということです。この森林が利用されなくなってきたということで、それが防災上問題になるケースも発生したので、先ほど永井委員から御紹介いただいた京都府の条例なども、今年の4月1日から始まるということも決まっているわけで

す。

現在の森林の問題というのが次のスライドに整理しているのですが、現在は、残念ながらそこではあるのですけれども、私もこれはいいことだとは全然思っていないのですが、残念ながら森林所有者でいらっしゃる人たちの恵みというのは、木材生産、あるいはキノコ、山菜の生産による利益というのは縮小してしまいました。つまり、財産としての価値が下がってしまったということです。その理由もたくさんあるのですけれども、国民的に木材需要が減少したとか、木材という商品が製材品レベルでグローバル商品化してしまったために、価格が国際マーケットによって決められてしまっている。それから、A材からD材といういろいろなクオリティの違いで価値が昔は大きく違っていたものが、だんだん価値が同じようなものになってきてしまったということがあったり、あるいはエネルギー源としては化石燃料に過剰に依存しているということがあって、山奥でも平気で化石燃料を使っているということが発生してしまっているということで、その森林所有者の恵み、あるいは所有者の財産的な価値ということが減ってしまった。

その一方で、森林には地域の恵みもあるということが逆に再認識されつつあるということだと思えます。その再認識の中身というのは、水資源涵養であったり、土砂災害リスクの軽減であったりします。豊田市などは、特に水資源の涵養という意味では水道水源保全基金というのを早々とつくっていて、水資源、矢作川は大事だということを言っていますし、水害についても、東海豪雨との関連で、こういう恵みは非常に大事だということを再認識されているわけですし、最近では自然エネルギーという観点から、森林に対して地域の恵みが非常に大きいというように見直されている部分があります。

ところが、残念ながら地域の恵みを保障する手段というのは、個人の私権が制限されない限り非常に難しく、唯一、保安林における治山事業というのは、今でも、森林が過少利用になったのですけれども継続しているということがありますけれども、それ以外に個人の私権を制限する制度というのは、なかなか作りにくいということで何を始めたかという、補助金という、これは経済的なインセンティブです。

それは水源基金だったり、森林環境税だったり、さまざまな補助金があるのですけれども、その補助金で、少しお金を補助してあげるけれども、そのかわり、こういうやり方でやるという形でインセンティブをかけるというやり方をこれまでとってきたということになります。

次のスライドに行きますと、現代は100年前とは違って、過剰利用ではなくて過少利用の時代です。その過少利用が地域の恵みにとってマイナスになるケースが発生してしまっているということが問題であります。

ですので、その地域の恵みのマイナスは減らしたいし、地域の恵みにプラスがあるのだったら、それは増やしていきたいということが大事で、そのための手段として、プラスを増やす手段、マイナスを減らす手段、それぞれあると思いますが、プラスを増やす手段としては、やはり森林所有者の方も含めた恵みというのを増やしていかなければいけない。そのためには、やはり非常に細分化されて、細かくなって不明瞭になっている森林の所有権とか管理権を集約していったら、実質的な共有財産化をしていかなければいけないことになります。この実質的な共有財産化というのは、形式的には、森林というのはどうしても

所有権がついていますので、なかなか、みんなでそれを共有財産に、登記を変えるというわけにはいかないと思うのですけれども、登記はそのままにしておいても、実態としては共有財産として扱っていかうということを地域の合意があれば実現可能なわけです。

それで、豊田市の計画における森づくり会議という地域森林会議の仕組みというのは、まさに、この実質的な共有財産化というのを狙っていた仕組みだったのだらうと思います。それは一定の成果を挙げてきたのかなと思いますけれども、それが全ての地域でうまくいくかどうかというのは、また難しい問題もあるという意味で共有財産化と書いています。

マイナスを減らすという点では、やはり森林を過少利用で置いておくことによって、実は保水量が逆に低下してしまうということが科学的には明らかになってきていて、それに伴って、水害、土砂災害が激化する、あるいは水資源が枯渇する、水質が悪化するという可能性がある。それから、山に、枯れた木であるとか落ち葉であるとか、そういった木質のものが大量に増えていて残っているということは、可燃物が増加しているということにも受け取れますので、山火事リスクというのも高まってきていると思うのですけれども、こういうリスクは減らさなければいけない。それで、これを実現するには、非常に月並みで一般的な言い方ですけれども、科学的根拠に基づいて、制度的、経済的、社会的な仕組みを考える必要があるだろうということになると思います。

今、私、森林の保水力の低下ということを申しましたけれども、森林の保水力については、まさに私の専門分野そのものなので、少し模式的にそこに示しましたけれども、森林が大雨のときにどれだけの水を蓄えるかというのは、総保水力というところで決まっておりますが、この総保水力というのは、もともと森が生きていくために必要な、森が使う水として蒸発作用による保水力というのがありまして、森が使う水を保水しなければ森は生きていけないので、これは必ず保水をするわけです。

ところが、それプラス、さらにプラスアルファとして、ゆっくり流す作用による保水力というのがあって、保水力の高い森林は、みずから生きていく以上の保水力を持っている。この過剰性能として持っている保水力が、実は最終的には川に流れる水になり、人間社会に潤いをもたらしてくれることもあれば、場合によっては災害をもたらしてくれることもあるという川の水になります。

この総保水力というものに対して、ゆっくり流す作用による保水力（過剰性能）と書いてあるところが、人間にとっては都合のいい保水力ですので、それが大きい森林を目指すというのが、水害、土砂災害、あるいは水資源という観点から大事なのですけれども、それは何によって決まるかというと、基本的には、土壌の状態によってまず変わるのが総保水力で、蒸発する水は森林のタイプによって変わる。

だから、人間にとって都合のいい保水力というのは、土壌の状態と、どういう森林がどれだけ生えているかというその2つによって決まります。

私たちにとって最も都合がいい森林というのは、森林が節水型で土壌が豊かな場合というもので、土壌が豊かに保水するのだけれども、森林は余り水を消費しなくても生きていけるので、その分、人間が利活用できる水が増える。だけれども、一番悪いパターンは、森林が水消費型で土壌が貧弱な場合で、これは貧弱な土壌に少ししか水が蓄えられていないのに、森林が水を大量に消費してしまうので、人間にとって都合のいい水資源が減って

しまうということになります。ですので、水源涵養というようなことを考える場合は、その森林、そこにどのぐらいの土壌があるかということと、そこにどれだけの木がグループとして存在しているか、両方を見なければいけないということです。

最後のスライドに、先ほども少し言った共有財産化について書いているのですが、共有財産化はいろいろなステップがあると思うのですが、もちろん豊田市の森づくり会議というのは、その仕組みの一つです。例えば、この地域でも木の駅というのが最近行われていますけれども、木の駅というのも、これは共有の土場を設けて、そこで得られる利益を地域で分配するという仕組みで、森林所有者だけで分配するのではなくて、モリ券という地域通貨を消費することで地域経済の活性化にも寄与するという意味で、利益を地域で分配しているのですが、これは共有財産化への第一歩というように位置づけられると思います。こういう仕組みというのは、頑張る人が報われるという仕組みになっていて、人も森も生き生きする仕組みだと思っています。

こういう共有財産というのは、山土場だけではなくて、林道、作業道、それから境界情報、境界杭、こういうものも全部共有財産で、これは田んぼの水路とか井堰と一緒に、みんなで作って、みんなで管理していくので、みんなの財産になっていくと。それで、豊田市は森づくり会議のもとに境界測量をして、そこに杭を打つということをみんなで作ってきたわけですが、まさにそれは、共有財産を管理する王道を行っているというように評価できるだろうと思います。今、京都府と並行して大阪府も森林環境税を、今年4月から導入しようとして準備していますけれども、大阪府では、共有の土場を森林環境税で整備しようということをやろうとしているところです。

私は、ここでずっと共有という言葉を使っているのですが、共有というのは、やはり公有とは違う、公の持ち物という意味とは少し違うのではないかと考えていて、やはり公のものということになると、なかなか公というのは、その地域に根差しているわけではないので、どちらかというと形式的になりがちだということで、何のためにやっているのかよくわからなくなっていくかねないということなので、やはり、あくまで私たちは地域の共有とか共益という、共働の共という字を大事にしていくべきかなということで最後に書かせていただいております。

ですので、実質的な共有財産化というのは、地域森林自治というのを目標にして、それを目指していくということで、これが今の森づくり構想を議論する際にも、森づくり会議という仕組みをつくったときの基本的な理念だったというように記憶していますけれども、その重要性は一つも変わっていないのではないのかということです。

私の歴史認識も少し入っていたと思いますけれども、以上です。ありがとうございました。

○岡本会長

ありがとうございました。一通りお話を聞きました。どなたか。

はい、どうぞ。

○清水副会長

うちの専務がオブザーバーで来ているのですが、日ごろ、すごく勉強して、いろいろなことをよく知って、意見を持っているので発言させてください。

○岡本会長

それでは、どうぞ林さん。

どういうことでもしやべってください。

○林オブザーバー

合併したときに、豊田森林組合は都市型森林組合を目指す、いわゆる上流部の森林整備をするには、個人ではできないくらいになってしまったので、都市の人たちにも応援してもらいながら森林整備をするということを言ったのは、ここに見える北岡さんが、その林政については、もう40年以上やっていますので、補助金を使って、植林、それから枝打ち、間伐、全てかかわってみえた。その方が、今、この豊田市の森林課に見えて、私などは、まだ10年ですので、そういう人に対して意見を言えというほうが、正直言って無理ですので、その辺を、私は逆に北岡さんが10年前に描いてみえた都市型森林組合が本当に機能しているのかどうか。

なぜかという、実は今日、組合の前に資料が回ってきて、山元立木価格、この調査があります。うちで調査したものを出しなさいということで見てみますと、山元でスギが1立方メートル当たり9,200円。生産経費が1万円かかっているのです。そうすると、山元立木価格はマイナスです。

ヒノキにつきましては、1万1,900円だけれども、生産経費が1万1,500円かかりますので、ヒノキについては、1立方メートル当たり、立木で400円。苗木代の2本分か3本分だね。これが稲武の例です。

足助について見ますと、木材市場に売ったときのスギの素材価格が9,200円、平均価格ですね。生産経費が9,000円ということで、200円のプラス。

ヒノキについては、計算しますと1,400円のプラス。要は、山で1立方メートル当たり1,200円から1,400円のプラス。700,800円とすると、1立方メートル当たり、1本幾らになりますか。ざっと計算して、1本200円程度です。胸高直径20センチメートルの、樹高が15,16メートルとすると。そういう中であり、なおかつ調査しますと、木材価格が、平成17年度から平成27年度、この10年間にヒノキで約半額になりました。

実際にやっていて、組合は補助金なしでやれだとか、補助金を当てにしないでやれという話を私が聞いたときには、それでは、なしでどうやってやるのかと、その方法を森林課に聞きたい。なしでやれる方法。特に今、木材生産をしているのですけれども、この市場へ出して、今年になってからずっと、ヒノキ合わせて1立方メートル当たり平均1万円から1万1,000円です。

先ほど言ったとおりに、生産原価が1万円近くです。山主は基本的に返しません。ですから、それでは山主が、おれのところの木を切って、組合の職員と組合作業班に何でおれが金を払わなければならないのかと言って、誰もくれない。だから、今、補助金制度があ

ります。木材については、公共造林の補助金があります。あれが1立方メートル当たり5,000円ぐらいつきます。要は、木材価格の半分は補助金で成り立っている。この現実を考えると、今、完全に林業経営は破綻しております。ですので、林業を経営とするのではなく、森林をどう管理するか。いわゆる森づくりの中で森林をどう管理するかということ、この豊田で発足する森づくり委員会の中で、どう管理するのか、誰がお金を出すのか、誰が仕事をするのか。いわゆる市の責務、森林組合の責務、森林所有者の役割、森林所有者の責務にしてもいいです。管理しなければ罰金を出してもいいのです。固定資産税を10倍にしてもいいのです。しかし、それを決めたときに、最終的に誰が管理するか。決めることは簡単ですよ。健全な森をどうやって適正に管理するかというのは、やはり知識とか知能だけではできない。お金がかかるし、労力がかかります。それをどうやって皆さんの納得のいく森づくりをするかということを実際に考えていかないと、50年ばかり経って私がやっている関係でも、木材価格が半分近くになってしまったことに対して、本当に現場の話を森づくりの人たちが知っているのかどうか。

先ほど山本委員が言われたように、実際、10年間やってきた中で検証してどうするかということを中心に一番もとからやっていかないと、せっかくの森づくり条例が生きてこないと思いますので、たまたま私が森林組合におりますので、いろいろ現場のことがわかります。先ほど組合長が、私の意見は出ていないではないかと話がありました。一番大事な基本的な絵をかくことも大事だけれども、絵をどうやって生きた形にするかということを中心にやってほしい。

ですので、いろいろ新しい考え方もありますけれども、これは、くどいようですけれども、北岡さんが一番よく知ってみえますので、北岡さんが今まで40年間やってこられた集大成を含めて、豊田の森づくりをどうするかということを中心にやられて、次の人に継承することが私は大事だと思っているのです。

以上です。

○岡本会長

ありがとうございました。

それでは、時間が来たので少し休憩にしましょう。頭を冷やしてから、また論議したいと思います。10分ほど休憩して、頭を冷やしたいと思います。

(休憩 午後3時0分)

(再開 午後3時10分)

○岡本会長

いろいろと意見が出ましたけれども、お互いに質問したいことがあれば、何でも質問し合ってください。10年前からずっといるのは私と蔵治さんと、大江さん。職員でずっといるのは北岡さんだけ。ちょっと外れていた人が原田さんと深見さん、当初はいたのですけれども。林さんはずっとかかわっていたわけです。そういう古い人は当時のことをよく知っているわけですけれども、その後いろいろ状況も変わっていますし、今回、製材工場も



つくるというような話も出ていましたので、いろいろ状況が変わってきていると思いますけれども、余り森林の状況は変わっていないと思います。何か御意見があれば、何でもお願いします。

私は、京都の条例が今度できるというのか、たしか、似たようなことを当初、論議したことはあったのです。論議はしたのですけれども、そこまでしなくてもいいではないかということで、やめてしまったような記憶もありました。ただ、私が思うのは、まだ森林法を100%使っていない状況ではあるので、勧告もしないし、何もしない。勧告することになっているのだけれども、条例をつくるまでに、それをまずやらなければいけないのではないかということで、ペーパーに書いたのです。

#### ○片桐委員

せっかくですので、私が先ほど申し上げた、本来の森がどういう形であるべきかということについて、蔵治先生から何かコメントをいただけたらありがたいと思います。

#### ○蔵治委員

本来、森がどうあるべきかというのは、人間社会との関係でどうあるべきかという議論と、人間と関係なしに自然界のものとして、森がどういうものなのかという議論は分けなければいけないということです。自然界の森としてどうなのかというのは、放っておけば自然にそういう森になっていくだろうと思いますが、そうでない議論だとしたら、人間社会がどうあるべきかを決めるということになります。決めるとなると、それはもう、人間というのは100人いれば100人違う価値観を持っていますので、どういう価値観であるかによって、どうあるべきかという答えは違ってくるということで、この質問に模範解答はないということを私はいつも言っています。

もう少しみ砕いて言うと、先ほど私は7つの公益的機能というのを並べたわけですが、7つの公益的機能全てにおいてベストな森というものがあるかということ、例えば、一個一個の機能について、それぞれベストな森をリストアップすると、それは全て違う森に多分なって、同じ森ではありません。だから、ある森の姿が7つの機能全てを完璧に満たすというようにはならないです。ということは、私たちは優先順位をどうしても決めざるを得なくて、7つの中でどれか1つ、7つ全部大事だけれども、その中で特にこれだというのを選べば、そういうことであれば、こういう森ですよということは提案できるというようになっていると思います。

本来、森がどうあるべきかという質問に対しては、価値観が濃厚に影響する。つまり7つの機能のうち、どれが一番大事かというのは価値観の問題なのです。森林所有者個人にしる、地域にしる、豊田市全体の市としての行政の、あるいは首長の判断にしる、価値観の問題なので、その価値観によって変わってくるということになると思います。

片桐委員の具体的な質問事項として、そこで非常に具体的に管理の行き届いた人工林と自然林の間で差があるものなのかどうかということが書いてあるのですけれども、これも実際に、こういう仮説を検証する研究をデザインして、研究成果が出るまでやるとなると、多分100年ぐらいかかる研究になってしまうので、実際に現場でこういうように証明され

ましたということは言いづらいのです。ただ、私の今までの経験から得た知見としては、人工林が、木材生産だけをとにかく発揮するような人工林というものもあるでしょうし、木材生産をやるけれども、それ以外のことに配慮しながら自然に優しい取り扱いをしてきた人工林というのが多分あって、木材生産以外にも配慮しながらやってきた人工林が、管理の行き届いた人工林に対応しているとすれば、その人工林は恐らく、その中に広葉樹とかいっぱい入っていたりして、それは自然林との間で決して遜色があるわけではない、同レベルの公益的機能を発揮できると思うのですけれども、それはあくまで、その人工林が木材生産されないうちはそうだとしたことなのです。

だから、その人工林で定期的に木材生産をしますということになると、これは皆伐であろうが間伐であろうが、一時的には木を除去するわけなので、除去した後に、またもとのように他の木が成長して戻っていく間は、若干機能に差が出てくるだろう、というようなことなのだろうと思います。

#### ○片桐委員

ありがとうございました。

#### ○蔵治委員

それは自然林でも同様で、自然林というものも何もしないで放っておけば、それはある機能ですけれども、その自然林で伐採行為を行えば、当然一時的には機能には差が出てくるということだと思います。

#### ○岡本会長

なかなか完璧なものではない。

#### ○國友委員

スギ、ヒノキの人工林と、例えばブナやコナラといった自然林の土壌条件が違えば、保水機能も違ってくるといことはわかるのですが、そういった広葉樹と針葉樹の樹林での差というものはデータとしてはあるのでしょうか。

#### ○蔵治委員

それが本当に直接的に証明することは実は非常に難しい問題で、今おっしゃったように土壌条件が違えば、違うということがあるので、よくやるやり方は、隣り合った場所を試験地に設定して比較するのですけれども、実は隣り合った場所でも初期条件として、同じとは限らないわけです。ということは、同じ場所で比較しなければ、比較にならないのですけれども、同じ場所で人工林のデータをとり、その後、自然林のデータをとることは原理的にできません。

そういう問題があって、科学的に100%証明ができないのですけれども、例えば自然林、ブナとかコナラとかの森林で、人工林と大きく違うのは何かといったら、恐らく、例えば、落ち葉の層が分厚くて、その落ち葉には葉っぱの広い広葉樹がいっぱい含まれているとい

う、落ち葉の違いがあります。落ち葉の違いがどうかというのを調べるために、私どもの東大の瀬戸の演習林で流域全体の落ち葉を丸ごと全部除去してみたら、どう変わるのかという実験を広葉樹林でしたことがあります。そうしましたら、予想以上に大きな差が出て、落ち葉を除去したことによって洪水のときの水の出方が10%増加したという結果が出ましたので、落ち場が非常に大きく蓄積しているという機能は、非常に大きな機能なのだなというのにはわかりました。こういう個別の研究ではいろいろあるということになります。

だから人工林でも中に下層植生として広葉樹が入っていることで、そこから落ち葉が供給されている状態であれば、人工林でも広葉樹の葉っぱの落ち葉の機能というのはプラスアルファされているということで、いいことだろうというように言われているわけです。

#### ○岡本会長

その他何か。

#### ○山本委員

本当に、そもそものリニューアルと言うけれども、何がリニューアルか私も永井さんと一緒に、よくわからないところがあって、目標の設定の意図そのものがあるのかどうか。私はないではないかと思うのです。何もない。では、目標の数値なのか。目標の数値ということならば、それはデータが欲しい。そこが出てくれば、ああそうなのか、目標の設定をこういうふうにするのが一番科学的というか、今の知識の中で一番最善なのだろうなというところが出てくると思うのです。まず森林の状況を知りたい。

あと、それに派生するような形で労働力をどうするかとか、木材生産のところでもどうするかという設定が、多分そういう構造になっていたと思うのです。それをなし遂げるために、それぞれのものも設置していく。数はこうだという。だから、そもそものデータというか、変更する余地があるデータが欲しいというか。目標数値と実際にやってきたもの乖離というのは、前にも言ったけれども、当然だというように思えるのですよ。ある意味で物すごいチャレンジをしているので、それは当然。物すごく逆に言うと苦労するところなのですね。多分これから木材生産の話も私たちはしていくだろうと思うのです。そのことも含めて、そもそものところから議論をしたいのですけれども、どうやって組み立てて議論をしていくのかなという。順番というか、それを今日多分全てやっても解決しないというか、空中戦になってしまうというか。それが知りたいのですけれども、どういうように組んでいったらいいかというか。

#### ○深見担当長

先ほど、“今後の委員会で”という項目分けしたところがございます。資料の右下の部分です。意見を踏まえて整理したというものもありますが、それぞれ色々な課題を持っているテーマだと認識をしております。一つ一つが議論に時間が掛かる内容になっていますので、議論の順番は今は申し上げられないですけれども、今後の委員会の議題を上げて議論をしていくという手法をとっていきたいと思っております。

ただ、先ほど山本委員の言われた数値的な話ですが、この項目立てていきますと、一番

下のところの目標数値とか、あるいは構想の期間というのは、今回の見直しの中で影響が出てくるだろうとっております。意見の中でもGISについて板谷先生からもいただいておりますが、今年度と28年度で、市の航空写真もとに豊田市の中にどこに人工林があって、どこに広葉樹があって、この人工林の中のスギ、ヒノキ、それから本数密度に分ける解析調査を実施しております。今年度は豊田、足助、小原、藤岡という地区でやりました。予算の関係で2回に分ける必要があったものですから。28年度は稲武、旭、下山です。この調査によって人工林の分母が大きく変わる可能性があります。

今の段階でデータをお出しできないというところが、少し分かり辛いと思いますが、現状は森林簿というデータを使って2万5,000ヘクタールだとか、間伐の面積というものを算出してあるのが、その元となるデータを航空写真解析からやり直そうと今調査を始めておりますので少しお待ちいただきたいと思っております。

ただ、半分調査が本年度で終わっておりますので、来年度の委員会のどこかで調査の内容というものを示して、こういうものが出来ておりますということは説明させていただきたいと思っております。

この後の委員会の運営につきましては、新年度の体制にもなったりしますし、大江委員から意見をいただいたように、全員でやるのか、あるいは、理念ごととかテーマごとに分科会を設けてというのは、少し考えるお時間をいただいて、来年度は先ほどの予算の中でも少し触れておりますが、当初の10年前の構想をやったときみたいにコンサル業者、当時はUFJリサーチ&コンサルティングというところの業者が入って一緒にやっていたのですけれども、今回も同じように業者委託をしながら進めていきたいと思っております。

その中で新年度の第1回目で議論の順番とかをお示していきたいというように考えております。今の山本委員の質問に全てお答えできると思っておりますけれども、そういうふう考えております。

#### ○鈴木春主査

補足で説明させていただきますけれども、岡本会長の意見書で、構想そのものを変えていく必要性を感じない。ただし基本計画については、必要な事項は根本的に構成から再検討をというように書いてあるのですけれども、私もそのとおりの認識で、これから必要なのは具体策が必要なのかなというように考えております。ただ、御存じのとおり基本計画と構想は密接にリンクしておりますので、構想にはかなり具体的な事業のことが書かれています。

そういった意味では、基本計画を変えるのであれば、構想の記述も修正していかないといけないことがありまして、具体的に言いますと、例えば、この10年で起こった変化で、26ページには先ほどから話題に出てる水道水源保全基金の活用という項目があるのですけれども、ここで当時の活用法が記載されているのですが、昨年度2回、現場も行っていただきまして、水道水源のあり方について事業を組み直したという経緯があります。そういった箇所の記述の修正をしなければいけませんし、また先ほどから議論がある製材工場の関係につきましても、市で決定して進めておりますので、いろいろ御意見がある中で、また議論を通して共通理解を図りながら、ここに記述していく必要があります。とり

あえず近年の変化について記述したいというのが一番わかりやすい説明なのかなということがあります。

もう一つ言わせていただくと、例えば、11ページあたりの基本方針に関して7つのゾーニングがされているわけですが、先ほど、オブザーバーの林専務のほうから御発言をいただきましたけれども、林業経営は破綻しているという御指摘がある中で、A区分として林業経営林と銘打っているところなのですからけれども、こういった言葉の使い方も議論していきたいと考えています。また、15ページに森林の整備目標という図がありますけれども、先ほど、深見から説明があったとおり、ざっくりすぎ、ヒノキ林半分、天然林半分という記述で、その中の3分の2が過密人工林だということを前提に計画を組んでいるわけですが、今調査をやっている航空写真分析を踏まえて、実際に今の過密人工林はどれぐらいなのかということを、少し精度を計画したほうが、より現実を踏まえた計画にもなりますので、最近の変化を記述したいということと、内容についてもいくつか議論をしていきたいというイメージで企画させていただいております。

#### ○蔵治委員

私も補足なのでありますが、深見さんの御説明ですが、今、国のほうでは幾つか新しい施策を検討中で、その中には国レベルの森林環境税というものが含まれていますけれども、自民党の税調がそれを一応認めたというニュースもあります。その一方で、森林簿というものを別の形にしていこうということがあるようなのです。森林簿というのは都道府県がつくるものなのでありますが、これは法定台帳ではない。これは任意というか、林野庁が都道府県にお願いしてつくらせているようなものらしいですが、今度、法定台帳として市町村が森林簿のような森林に関する台帳を法律上つくることを義務づけるということになります。

そういうような国の流れ、恐らく、その先に国レベルの森林環境税というものがあって、これは市区町村民税の増税によって、その増税分を国がプールして、それを森林のある市町村に再配分するという所得再配分の仕組みのようですけれども、その前提として、市町村が法定台帳をきちんと整備しなければならないというような流れにあるようなので、今の深見さんの御説明なんかは、恐らく、そういうことにリンクさせていくことによって、相当精度の高いデータというのは、今後期待できるものではないかなというように思っているところです。つまり所有者と所有者情報、あるいは面積、境界等とレーザー測量による森林の現況というものが、かなり結びついた形で出てくるのではないかなということ。

#### ○岡本会長

全域というと、地籍調査を済ませないとできないのではないかな。

#### ○蔵治委員

厳密にはそういうことです。だから、その辺、豊田市にも情報が入っているかもしれませんが、どういうようにお考えか教えていただければと思います。

○深見担当長

既に森林法等の改正で市町村に林地台帳というものを整理しなさいと、今おっしゃられたとおりです。現状、地籍調査が終わっているところは、土地情報と絵（図面）が一致するため問題はありませんが、豊田市のように地籍調査が進んでない地域は困るわけです。豊田市の場合は森林GISというものを整備しております。そのGISの中で、その森林簿、あるいは森林計画図という県が整備してくれたもの、それから豊田市が持っている資産税の関係である土地台帳と、資産税が持っている地番図という公図を編集したものが全部重ねて見られることによって、ある意味、このGIS自体が林地台帳的な機能を持っております。それで今回、林地台帳整備という公的ルールのもとにおいては、その森林GISをもとに、何かしらの形で表現していくのかなというように思っております。

ただ、林地台帳の整備の背景には、我々がやっている団地化とか集約化というものを全国市町村がやりやすいように、あるいは林地台帳を市町村が持つことによって、森林組合や林業事業体というものに対して、いわゆる個人情報と言われているものを、割と提供しやすくすることによって、団地化とか集約化を進めていきたいと思いますということです。この進めていきたいと思いますという背景の中には、実は豊田市の森づくり団地の事例というものが、実は、参考にされているというのが現状にあります。

なので、国ができないところを市町村がブレイクスルーして欲しいという考えがあると受け止めていて、今回の林地台帳整備の中で、森林組合への情報提供の仕方も、一歩も二歩も進められるやり方があるのではないかと考えているところであります。

○蔵治委員

それは、例えば、固定資産税の情報の目的外使用とか、そういうところはクリアできるというように理解してよろしいですか。

○深見担当長

そこら辺は資産税との打ち合わせにもよりますが、一度その情報をもとに森林課で台帳を持つ。そこで責任を持って台帳を管理していくということで、どこまでできるかというのは、今後の話し合いになると思います。

○蔵治委員

わかりました。

○岡本会長

それでは。どうぞ。

○清水副会長

先ほどの國友委員のお話なのですが、スギ、ヒノキの人工林を間伐して保水量があるかという話なのですが、ここに委員長がおられるが、委員長も県の大幹部を卒業された人だけど、私は昔、小さな村の職員でしたけれども、間伐をやることによって、下層植生がき

ちんとなれば、天然林も人工林も変わりませんよという。だから間伐をやらなければいけないという指導を受けて、この人の責任ではないけれども、一生懸命でやってきました。

○國友委員

弊社も1,700ヘクタールの山林を三重に所有しており、ここ8年ぐらいで約900ヘクタールの過密林を一斉に間伐してきましたので、その後の状況をみると、適正に間伐されている人工林が良いことはわかっているのです。過密状態の森林を整備し、林業経営を目指して施業していくというしっかりした目標があればいいのですが、今、問題なのは林さんがおっしゃったように、林業経営が破綻している状況ではそれだけでやっていくのは難しい。防災の面からみて、針広混交林化にするという整備目標を立てたが、それが広まっていかないという御報告が前回あったため、針広混交林化をする理由を一般の方や山主にもっとわかりやすく説明していくためのツールがあると良いと思いました。どうやっても林業経営ができない人工林をどうしていくかというのが本当に今の課題なのです。

○清水副会長

林業に携わる人から見ると、何とか林業経営をしていきたいという意向がある。

○國友委員

将来的に、木材価格は、わからないが、バイオマス発電が多数出てきたりすると、価格が上がってくる可能性があり、三重はその状況にあります。愛知県でもそういう状況になるかもしれない。選ぶのは山主の方たちだが、適正に管理できない過密林を将来的に針広混交林化にするという選択肢があることを、水源涵養機能や生物多様性の視点も入れながら、もう少しわかりやすく伝えていく努力をしたほうが良いと思いました。

○清水副会長

そこが難しいところです。

○國友委員

そう思います。

○清水副会長

話はうまくできるけど。私は一つ申し上げるのですけれども、この会は余りにもレベルが高過ぎて、大学のゼミではないので、もう少しレベルを下げて、もう少し、みんないろいろな意見を言って、先ほど深見さんがコンサルへまとめを頼むと言われたでしょう。そうしたらコンサルに頼んで、コンサルにたたき台をつくってもらったものを議論するほうがいいのではないかね。その前にそんな難しい議論をして、それだけの知識のある人はいけれども、我々のようなぼんくらでは、とてもではないが、もう少しレベルを下げてもらわなければ、わからない。

○岡本会長

これをつくるときに、コンサルがついていたのだけど、コンサルの資料はほとんどはねてしまったのです。採用しなかった部分が大部分です。

○清水副会長

それでは、自前でつくっていたということ。

○岡本会長

そうです。

○深見担当長

ほとんどそうだと思います。

○山本委員

本にするにはテクニックがいるからですね。まとめのテクニックというか。だけど、今日、例えば、鈴木政雄委員の言ったことなどはすごくよくわかるし、出口の問題でいえば、先ほども議論していたけれども、本当に木材価格自体が今あるのです。それをどうこうするというのは難しい。グローバルの世界なので。だけど木材利用の問題は、その問題を本当に突破していかないと、出口の問題を突破していかないといけない。先ほど蔵治先生が地域自治的な森林管理ということで言うと、本当に私は将来的にはきちっとやっていかないと、もったいなさ過ぎるというか、地域も定住したりだとか、地域に人が住んでいかないと保全されません。だから、今はなかなか難しいけれども、本当にそういうのを構築していく何かありようというのか考えて。今やろうとしている木材生産の話とは、ちょっと違うのだろうけれども。真剣にやれば、それはそれで考えなければいけないなと思います。地域に人がどんどん、どんどんいなくなってしまう。山をみる人がいなくなってしまう。あるいは、いたとしても山に全然向き合っていない。だけど旭の木の駅の皆さんは一応山に入っているから。だけど、いい木はなかなかどうしたらいいかというところは難しい問題があるのです。今は薪とか、そういう流通だけなので。では、もっとA材とかB材とか流れるようなありようというのが地域の中に生まれてくれば、私は新しい動きが出てくると思います。そういう話し合いは物すごく有益だなと思うし、もちろんいろいろな人の意見を聞けばいいけれども、本当に地域の人間としては、それをやらないといけないと思っています。

○岡本会長

どうぞ。

○深見担当長

その話題が出ましたので、資料の最後の部分を説明させていただいてもよろしいですか。先ほど、大江委員からも、この森づくり委員会では、木材需要といった部分についての



議論は余りなかったというお話もあつたり、今回意見をいただいた中を見ても木材利用やその出口対策については非常に期待の大きな分野であるというのは共通の認識ではないのかなと思っております。

森づくり構想というところを考えたときの木材利用や素材生産ということの位置づけや考え方については今後の議論の仕方のために少し整理をさせていただきたいという思いがございます。

補足として、下のところを説明させていただきますと、先ほど、上の図のところの黄色の部分に理念2とあるのですけれども、基本理念2というのは、林業、あるいは木材産業というのが健全に発展する。ここに支援等をして、健全な発展をすることが人工林の健全化ということに対して寄与してくるのだというのが理念2の考え方なのです。利用間伐することが公益性を高めるとか、そういうことではなくて、少し回るような形で理念2のところの点線で矢印が打ってあるのですけれども、そういう意味で書いてあるのが森づくり構想の基本理念2で、木材利用の部分はそういう表現をされているというように認識しています。

ただ一方で、今、山本委員が言われた、あるいは澤田委員が言われたように地産地消とか低炭素社会、CO<sub>2</sub>削減とかCO<sub>2</sub>固定の部分からも、非常に木材というものが期待されてきていますし、国も木材自給率を上げていくとか、そういう中で自給率も実際に上がってきている。推進のチャンスであることは間違いないだろうというような認識もしておりますし、この視点からの推進も必要だというように思っております。

それから、もう一つは農山村振興の部分で、やはり山に人がいないとやっていけない。林業だけでは成り立つのは無理だけれども、農山村の営みの中の一つとして林業があるという考えは、おいでん・さんそんセンターの考えでもあると思うのですけれども、そういう意味でも林業というものは支援していく立場にあるだろうというのは間違っていないと思います。単純にもっと地域の資源である木を地域で使いましょうという考えを持ってもいいのではないかとというのがあって、その考えが今の構想にあるのか、ないのかと聞いて、余り明確にはあらわれていない。どこか見ると書いてあるのでしょうかけれども、頭の部分にはきっと出てきていないと思います。

ある意味、山本委員の意見の中にも、森林の健全化と木材生産は別といった話があつたりもして、ある程度、木材利用部分と健全化の部分は切り分けて、両方推進できる体制をつくっていききたい。木材利用の方も推進するけれども、明確に切り分けた中で健全化についての規制とか、ゾーニングといった部分もありますけれども、集中的に議論して構築していきたいと思っています。

澤田委員が言われたように、豊田市の特徴としましては、都市と農山村、あるいは巨大な消費地と生産地がある。そういう中で森林の公益性の部分は市民の税金等の投資があつて、その中でその公益性を発揮していくという循環もあれば、やはり市の中の木材というものを一番近い所で、同じ町の都市部でも活用していくという出口の部分をしっかりやっていく必要があるのかなと思っています。

この関係が引っ張り合うのではなくて、相乗的に豊田市の特色、日本の縮図と言われる部分はそういうところにあると思って、それを何か目指して、他の地域にも示していける

ようなまちが必要ではないかというように考えております。ここで何を言いたいかといいますと、木材利用の部分というのは、森林課の業務としては、必然的にやっていく必要があるのですが、今まで進めてきた森林の健全化の部分と、木材利用や素材生産の部分を一つの森づくり構想の中で表現していくのか。或いは構想は森林の健全化に特化していく今までどおりの中で、別に木材利用方針的なものを作っていき方がいいのかというところを、正直迷っています。今回この委員会の中で少し意見を伺いたいというものです。以上です。

○岡本会長

なかなか取りまとめできませんけれども。

○澤田委員

一つ質問ですが、今高橋地区では大きな宅地造成がされています。民間がやっていることは別として、四郷の周辺では豊田市の構想のもとに進められるということを知りましたが、ああいうところで家を建てるのに豊田市の木材を使うという仕組みはできないのですか。

○古澤課長

個人の方がお家を建てられるときの選択として、ハウスメーカーがいいのか、工務店の木でつくられるのかというのは、最終的には個人のお施主さんが選択されるのです。後はどういう形で、例えば、根羽村のように新築をするときに柱材50本をプレゼントするなど、そういうやり方をやっているところもあります。長野県では金銭的に補助をするというやり方をしているところもありますので、例えば、それに近い形を市としてやっていくかどうかというのは、検討の余地はあるのかなと思います。ただ、今まで地産地建ハウスという制度で、個人ではなくて私立のこども園等で使いませんかという制度の中では、なかなかやりたいという方は、声は上がっても、実際にいざ施工しようという段階になると、やはり難しいという形になっているというのが現状です。だから、これからはどういう形でPRをしていくかというのは、市が考えなければいけないということの大きな宿題だと思っています。

○深見担当長

あと、それから住宅というのは、大江さんたちがつくられている在来工法の住宅と、いわゆる大手ビルダーといった大きく2つに分かれていて、都市部でつくられているのは大手ビルダーの家が多いと思います。そう大きな組織でも最近では国産材を使おうという努力はされていますけれども、一方、地域の豊田市の材を使いたいといっても、実は探さないといけないという状況というのがあって、今回、住宅製材工場を誘致するという一つの考え方の中に、求めるモノがある状態を作るといえるのは必要なのかなというのが一つ狙いです。山から中核製造工場をつなぐことと、もう一つ、出口で消費する側の話で、澤田委員が言われたような取り組みも大きな課題になってくると思います。

○蔵治委員

私もその話題であれば、私は今、自宅を建設中なので発言します。もし、西垣林業さんが操業を開始すると、どのように変わるかといいますと、家を建てたいという人は工務店に、大手ビルダーではない、もっと小さい工務店に相談をしに行くわけですが、その工務店と交渉をして、材料を西垣林業さんから買ってくださいと言う。そのときに西垣林業に豊田市産材が欲しいというようにリクエストしてくださいと工務店に頼めば、工務店が西垣林業さんからその材料を買うというルートが一応できるということなのです。今まではそのルートはなかったのが、豊田市の住民の方々が、そう願ったとしても、事実上不可能に近かったのが、製材工場が立地するということで、そういうことが可能になる。私も今、西垣林業さんに工務店を通じて頼んでいますけれども、残念ながら根羽村から頼もうと思っています。

○澤田委員

私が30年ぐらい前に建てたときは、工務店ではなくて大工さんをお願いしました。だから大工さんの思いで木材を用意されました。当然、木造作りが前提でしたが。

○蔵治委員

でも大工さんも、きっと製材工場から買うわけです。鈴木さんのような方から買えば、間違いなく豊田市産材が手に入るかもしれません。

○澤田委員

そういう消費の流れが変わってしまっているんで、なかなかその辺の糸口をつくらないといけない。

○鈴木（政）委員

住宅エコポイントで国産材で家を建てると30万点もらえる制度というのは、まだ今も生きていますか。

○深見担当長

それは既に終わってしまいました。

○鈴木（政）委員

なくなりましたか。あれはいい制度だったけれども。30万円値引きしてもらえると一緒なので。

○蔵治委員

今は、構造用合板の国産材率というのは、かなり上がって、ほとんど国産材ですよ。

○大江委員

昔は全くなかったのです。わざわざ買わなければいけなかったのに、今はもうほとんど国産しかないです。

○蔵治委員

その国産材というのは、ほとんど九州とか四国の材料からできているのが実態ですね。

○大江委員

そうです。一部岐阜のものもありますけれども。

○鈴木（政）委員

ああいう、エンジニアリングウッドではなくで、無垢の材を使うという、いわゆる針葉樹の住宅づくりというのを、もう一回ルネッサンスしたいと思うのです。昔、グリーンロードの長久手で、テニスコートの対面に設楽の家というのがC B Cのモデルハウスでありました。あれは行政がアンテナショップみたいに建てたモデルハウスですけれども、ああいう親しんでもらえるモデルハウスも、どこか今度の豊田の中心部の開発の一画にでもあればいいですが。

○大江委員

そういうので、ずっと私は取り組んできたのですけれども。

○清水副会長

実現不可能でしょう。いろいろな圧力があったり。

○大江委員

まだまだ続いてはいますけれども、現実にはずっとやっていますけど、その中でも私だけでも300棟、そういうのを現実的には建てています。だから全く貢献していないわけではないと思うのです。ただそういう工務店がもっと増えれば、消費者に対するPRも少なかったというのがありますし、実際に地域優良型住宅というものに対しての補助金というのも愛知県が付けていた時代があったのです。例えば、利子補給をすとか、そういったものを県がやってきてくださっていたのですけれども、そういった制度もなくなってしまって、愛知県の森林行政も、かなり手薄になっているのではないかと、補助金をつけるということについては感じます。岐阜県は一生懸命ですけれども、愛知県は森林に対して余りお金を出してくれないというのは実感しています。

○鈴木（政）委員

大規模生産工場ができて、住宅に使われる具材というのは少ないと思うのです。100種類ぐらいいるのでね、いろいろな寸法の。端材から。

### ○大江委員

先ほど来の曲がり材にしても、我々は大工さんが使うのに曲がり材が欲しい場合があるわけです。それを山においてこられてしまうよりは、先ほど話をしたのですけれども、曲がり材なら曲がり材ばかりある特徴ある市場をつくるとか、そうすると全国からそれを買ってくるのか、B品という言い方ではなくて、曲がり材の特徴のある木、こんなにすごく曲がっているぞという、そういうのが出てこないのです。出てきて、それを使いたい大工たちが、まだいっぱいいるのです。そういった意味で伝統工法を普及させていくということで、そういった特徴のある市場づくりをするとか、逆に考えて、非常に狭い市場かもしれないのですけれども、そこにこだわっている施主さんもいる。全くゼロではないので、またそういうブームも今いろいろなところで起きています。

だから、今の民家再生にしてもそうですし、住友林業が既に民家再生に入っているのです。新築工事は20年後には今の半分以下になるというのはわかっているのです。そうするとリニューアル、リフォームに入ってくるということで、大手企業がそっちに入ってくる時代になるので、ますます木材を使わなくなるのです。リフォームに使う程度になってくる。

だから、これから先行きは全く明るいわけではないです。大手の林業の製材工場をつくっても、そんなに使えるわけではない。どんどん少なくなっていく方向なのです。それを今の住宅の今後、全体的に人口も減るわけですから、新築も減る。空き家率が10年後、20年後には40%、50%になるわけですから、新築など建てません。ヨーロッパと同じになってしまうのです。ヨーロッパは、新築はほとんどないですから。だから、そういう時代がもうすぐ来る。

ただ、ハウスメーカーさんが建ててくれたのが、寿命が短い建物をたくさん建てて、それがそろそろ建てかえが来て、そのときこそきちんと寿命の長いものを建てるのだというPRをきちんと市がしてくれれば、豊田市だけでもきちんとしたまちができるかもしれないです。だから、そういったところに補助金を少しでも、豊田市の木には、先ほど言った西垣林業でもいいし、鈴木さんのところがやるものでもいいから、たった10万円でも15万円でもいいので、出してもらっただけで変わってくると思います。

### ○鈴木（禎）委員

先ほどの補助金関係の澤田さんの質問で、これはだめでしょうという話があったでしょう。結論としてだめだったということですか。

### ○古澤課長

申し込みの相談はあったけれども、最終的には成立しませんでした。

### ○鈴木（禎）委員

どうしてだめだったのかという理由は何でしょうか。

### ○古澤課長

豊田の木というので限定をしていたので、豊田の木を限定して産地から運ぶという煩雑

さといいますか、そういうことも含めての理由があったのかと思います。

○鈴木（禎）委員

製品が間に合わなかったとか。

○古澤課長

当時は、そのときは難しかったと思われます。ただ、これで流れがトレーサビリティも含めてできてくるようになってくると、消費者といえますか、お施主さんが使いやすい状況が整えば、やりたいという声はありますので。

○鈴木（禎）委員

でもやっぱり、この間の寿恵野小学校、今回の寺部小学校なんかもそうかなと思うのですけれども、単価が市場と競争ということは絶対あって、そこで豊田の木というように乗りかえできないという感じが前々からしていて、業者が泣いている部分が結構ある。だからその辺も何とか少しぐらい高いぐらいだったら豊田の木を使ってもらえればというような雰囲気になると少し違うかなと思います。

○古澤課長

今回、寺部小学校こども園は豊田の木というのは一定の条件といえますか、つけていって、かなり割高な予算単価を持って臨んだのです。同時につくっている、つい先日、開館をしました前林交流館は豊田市産材を2割しか使えないと言われていました。同時に寺部が動いたので、とても前林交流館のほうに材は回ってこないだろうという話だったのですけれども、単価の上乗せをせず発注をしました。ところが、蓋を開けてみると、使った木材のうちの8割が豊田市産材でいけてしまったのです。この辺がなぜ、前林の予算単価を見ずにやれたのかというのは、もう少し分解して調査をしないとわからないのですけれども、結果的に割り増しの単価を設定せずに、8割まで豊田市産材が伸びたので、うまいやり方をするとやれるという感覚を持っているのです。どうしてそういう結果が、採算がとれてやれたのかというのをよく確認しておきます。

○大江委員

木造耐火構造の研究もどんどん進んで、小学校だってできるようになりましたし、私も今既に木造耐火の3階建てのビルみたいなものを、今日建てていますけれども、そういったものも実際にできるので、そこに使える材料というのは、きちんと木材でできるように、確かにクスターボードも使えますけれども、RCから木造に変えることができる時代が来ました。それを推進して、ぜひ公共建築物、それから都市部に建てて、防火地域でも木造で建てられて、そういうようにすれば外側に造作的に木も張れるのです。そういったものまで実際に進んでいるものですから、これから木はいくらでも使えるようになっています。一部修正も使うこともしなければいけないかもしれませんが、実際にやっているのは無垢の柱で全部やっていますので、そういったものもできるので、どんどん使

うことは、よりいい環境が国土交通省の許可としては出てきている状況なので、既存のものにとられることなく、どんどん提案していったって、将来は木造ビル化になっていくと思うのです。

今、国立競技場についてもそうですけれども、この間、国立競技場の大成の常務さんと会ってお話もしてきましたけれども、そこで伝統工法のPRをしてもらおうと思って、あれは法隆寺の垂木のようなものを見せてというところからもきているのですけれども、これから国産材がないという時代ではなくて、いくらでもあるわけですから、どんどん進めていただけるように、豊田市を挙げて、トヨタ自動車が挙げてやってもらえればいいと思っています。

#### ○古澤課長

どういう形でPRしていくかというのも、一ひねり、二ひねりしながら知恵を出して、今までと同じことをやっても、普及することはないと思いますので、いかによさを実感してもらえるかというようなころを、しっかり知恵を出し合っていきたいと思います。

#### 岡本会長

大分意見が出ましたが、その他にはありますか。

#### ○蔵治委員

そもそも、その話題になったきっかけは、深見さんが森づくりに関する議論と木材生産利用に関する議論を分けたほうがいいのか、今までのように一緒くたにほうがいいのかということから始まっていると思いますが、私は分けないほうがいいのではないかなと思いました。これは別の問題として、別の委員会で議論されてしまうと、市内の森林を完全に2つに分けてしまうのかみたいなイメージがありまして少し気になりました。

#### ○古澤課長

分けるのではなくて、分科会として委員会を作り、深まった議論をここで公開するほうがいいのではないですかということです。

#### ○深見担当長

思い描いているのは、一つ森づくり構想の中に全て森林課の業務というのが包括されていくというイメージのほうが良いと思って、木材利用も森づくり構想に当然入ってくる。今まで薄かった要素を少し持ち上げはしたいと思っています。今回、ここでこういう意見を出させていただいたので、また今後、整理の中で表現が形になってあらわれてくると思います。今回は森づくり構想の枠の中で考えていく方式で進めていったって、仕上がりを見て御意見をいただくという形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

#### ○原田部長

少し補足的に、この資料を深見君がつくってくれたときに、私も事前に見させてもらっ

ていたのですけれども、ここに人工林の健全化という一つの青い丸があって、薄いのですけれども、ここに黄色い丸があって、ここがダブっている。そもそも10年前に森づくり構想をつくったときには、東海豪雨のところで過密人工林を何とかしなければいけないのではないかというところからスタートしてきたので、議論としては青いところが中心になって議論してきたのは事実だと思います。だけど、一方で組合員が言われるように、山はみんな所有者があって、みんな一生懸命植える人は歴史があるのだよという話も絶対無視できない事実なので、そういう山の人たちの気持ちも入れながらやっていると、黄色い枠というのは絶対外せない部分ですね。ここを上手にバランスをとっていくというのが、今までの構想でもバランスをとってきたはずなのですけれども、ちょっと弱いところがあるので、もう少しバランスをとって、ここで検討していただきたいなというので、この絵があると思っています。私はそう理解してきました。

人工林も全部が全部、切り捨て間伐でいいよと言っているわけではなくて、そこで地主さんたちの意思だとか、あるいは場所によっては適地だというのがあはずなので、そういう話を木材利用にどう結びつけていくのかというところを、もう一回チェックして、考え直して構想に盛り込んでいくというのが、この絵ではないかなというように思っています。だから、蔵治先生が分けないほうがいいではないかと言われたので、私も賛成で、分科会はあるかもしれないけれども、関連づけて議論すべきだと思います。

#### ○蔵治委員

逆に今の説明を受けて言うと、構想をつくったときには確かに今おっしゃったとおりだったのですけれども、その後の10年間どうだったかといったら、黄色と青がオーバーラップしている部分については、森林組合さんも非常に一生懸命やられたと思うのですけれども、黄色のかかっている青だけの部分というのが国の補助制度の変更などもあって、森林組合としても、なかなかそれをやろうとしても所有者の理解を得られないということもあったりするということで進まない部分なのです。だから黄色と青がかぶっている部分については、比較的議論はできるかなと思うのですけれども、問題は青だけになっているところだというのを認識しています。

#### ○深見担当長

私もこれだけで議論しようというのではなくて、もちろん青だけの部分で考えなければいけない要素が多くあると思います。そこも今回の委員会の議論だと思います。

#### ○鈴木（政）委員

素朴な質問なのですけれども、森林の学問的な機能区分図というのは、一体どういうものですか。昔、林業視察でヨーロッパへ行ったときに、県の岡田公人さんがどこの国へ行っても、「機能区分図を出して欲しい」と、通訳を交えて言っていたのだけど。何のことだと思っていました。機能区分図とはどんなものなのですか。



○岡本会長

それは、政策的にやっているものです。

○鈴木（政）委員

林業というのは、どこの数字を見ても全部符合しないと思います。出すたびに、数字が違って、林業というのはそれぐらいアバウトなものだということです。共産圏の国へ行っても機能区分図を出して欲しいと変わったこと言うなと思っていました。

○深見担当長

機能区分図というか、いわゆるゾーニングと言われる話だと思うのです。

○鈴木（政）委員

要するに保安林だとか、普通林だ、自然公園だという、林業的な視野から分けした俯瞰した図面なのですね。

○深見担当長

今、森林法に基づくような形で、まず機能区分図というのを作るように言われていて、それは持っています。それには、例えば、ここは木材生産、あるいは、ここは水源涵養林といった区分があります。

○鈴木（政）委員

平たく言えばゾーニングかね。

○深見担当長

そうです。ただ、これが実際の施策と合っているかどうかは微妙です。どちらかというと、森林法上の区分図というのは、それを元に国の補助事業をどう活用していくかというところに密接で、そのツールとして使っている部分の要素のほうが強いう認識があって、今回、森づくり構想の部分では所有者の意思もあるので、地図の上に明確な線は引かずに、A、B、C、Dという森林区分があるのですけれども、その区分は示しておいて、所有者の意思を聞いた中で区分していこうとやっているのが、今の森づくり構想なのです。だから、実際に地図に合わせたものは、豊田市の構想上にはないです。

○鈴木（政）委員

機能区分図というのは、どうも見たことないなと思いました。

○深見担当長

少し示していったほうがいいのではないかというのが、今回見ていただいた蔵治先生の意見の中にも多少触れられていると思うのですけれども、明確に表わした方が良いのかどうかということも、今後、規制や指導といった分野と併せて掘り下げて議論をさせてい

ただきたいなと思っております。

機能区分図というのを行政が作ってしまうと、それは所有者にしてみたら、何か押しつけられているというように思ってしまう訳です。それは所有者に良い印象を与えないだろうという当時の議論があって、区分の選択肢だけを用意し、何の区分を選ぶかというのは所有者、あるいは集落で話し合っ、皆さんが選んでくださいという仕組みで始まっているということです。これをやれと押しつけるという図は作っていないということです。

#### ○鈴木（政）委員

やっぱりグリーゾーンの部分が多いだね。

#### ○鈴木（辰）オブザーバー

3回出席して初めての発言です。深見君から、私が何で来ているか関連する話が初めてありました。2040年、今から24年後にはこちらの農村地域の人口は半分になります。子供、小中学生が3分の1になって、今30ぐらいある限界集落が100になります。そして、消滅する集落が50あるというのが、この10年間のトレンドで、このまま24年たつと、2040年にはそういう状態になります。組合員ではなくならないかもしれないけれども、不在地主ばかりの農村地帯ができてしまうのです。10年前にはそういうことは想定せずに今の構想ができていますと思いますが、なぜなら私も市役所にて、10年前に合併するとき、豊田市の財政力をもってすれば、これぐらいの農村地域の持続化ぐらいのことは簡単なことだと考えていました。おいでんバスを走らせて、観光施設をつくって、6次産業化を図れば何とかかなると思っていいたら全然間違っていて、これではだめだということで、おいでん・さんそんセンターを3年前に立ち上げて、どうやったら持続化できるかということ今研究しながら実践をしています。何もしないでいると、本当に組合員が半分になってしまう。そういう中で、この森づくりを進めていこうと思ったときに、どうやって進めていくのか。これは条例で何とかしないと、山に手がつけられなくなるかもしれない。山村地域の持続化を同時に考える必要があって私はここに呼ばれたのかなと思っております。

それが一つ言いたかったことと、もう1点が、15年前の災害のことなのですが、誰も思っておられると思いますが、忘れてしまうのです。15年たつと、あの恐ろしさを忘れてしまい、この森づくり構想をつくったことも忘れていると思います。今回、見直しをするなら、この機会にもう一度、15年前の気持ちに市民の人が戻る。さらにそれ以上にいくようにしないと、ただ単に見直しで終わらないように、この2年間の議論をやっていたきたいなと思います。

以上です。

#### ○北岡副主幹

それにあわせて一つ、林さんからいろいろなこととお話しいただいたのですが、この森づくり構想自体は、本当に皆さん方、多くの方の御意見だとか時間、お金を費やして全国に先駆けてつくったもので、ですから深見君の資料の中にもありますように、左側の丸の上にありますように、市民の安心安全を守る森づくりといった基本的な考え方は

変更しないというのを中心でやってほしいなということ、私個人としても思っています。

その中で今までどおり、まずは公益的機能が高いような人工林をつくりながら、採算の合う人工林は、きちんと利用間伐をしていくという二面作戦をいかにすみ分けていくかというのが一番の肝になるだろうと思います。

その中でさらに大切な基本は、今、林さんが言われたように、東海豪雨が豊田市の合併の基本であり、森づくり構想の一番の基本なものですから、その原点に帰るという意味で、ぜひもう一度、どこかの機会、できるだけ早い機会、このメンバーの中で共通認識を持つということで、蔵治先生からまた東海豪雨についてのスライドだとか、見地を最初にレクチャーしていただけるとありがたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○蔵治委員

喜んでやらせていただきます。

○岡本会長

では、大分時間が過ぎてきましたので、議論はこの辺にしたいと思います。次に今後のことなどを連絡事項としてお願いします。

○古澤課長

活発な意見交換、ありがとうございました。事務局からお話をさせていただきます。

今日お渡しさせていただいた資料の中で、蔵治先生からいただいたチラシについて、少し御説明をよろしいでしょうか。

○蔵治委員

それでは情報提供ですけれども、このチラシは表、裏面になっておりまして、まず直近のほうから言いますと、3月26日、土曜日になりますが、私ども森の健康診断実行委員会というのを組織して、2005年から2014年の10年間、矢作川流域全域の森を実際に入って調査するというのをやってきました。もう既にそれは終わったのですが、総括を著者十二、三名で書いて、一冊の本にまとめさせていただいたので、これは240ページの本なのですけれども、これを出版することになりましたので、それを記念したパーティーを企画させていただいております。

これは豊田市の中心市街地で土曜日の夕方ということで、当日は岡崎森林組合のバンドも出演されるということですので、それと本は割引で購入することができるということですので、今からでも多分間に合うと思いますので、御関心のある方は、ぜひいらしてください。

続きまして、裏面ですけれども、これはその次の3月28日、月曜日で平日になってしまいますが、先ほど課長さんから森林学会という説明があったかもしれませんが、森林学会ではなくて木材学会といいます。それで、実は学問分野の話させていただくと、森林、林業に関する学問分野は、昔から2つに分裂しておりまして、日本森林学会というのと、日本木材学会という、つまり森づくり学会と木材生産消費学会は別の学会で研究者

が議論してしまっていて、学生も別のカリキュラムで学んで、別々に社会に出ていくということになってしまっております。それは今となっては、いいことではなかったと私はと思いますが、これは木材学会のほうのシンポジウムで、全国持ち回りでやっているものですが、今年名古屋に来ましたので、公開シンポジウムをやるということですので、お知らせします。

ここではやはり木材学会の観点なので、国産材、地域材の利用促進のために今できること。特に新技術は日本の森林産業を救えるかということ、さまざまな新しい技術を開発していくことで、地域材の利用につながられるのかということのようです。これは学会のイベントであるのですが、無料で誰でも入れるイベントになっておりますので、こういうことに関心のある方は、ぜひ聞いていただければなと思って御紹介しております。

以上です。

#### ○古澤課長

ありがとうございました。蔵治委員の御説明で何か御質問があるようでしたら。よろしいですか。

ありがとうございました。ちなみに基調講演の林野庁の次長の沖さんは愛知県出身で私と同じ年です。それではもう1枚、先ほどの休憩の時間にお配りをさせていただいた資料が、鈴木禎一委員からお願いします。

#### ○鈴木（禎）委員

この場でちょっとお願いすることではなかったかも知れないですが、お手元の資料のような事業を、私がかかわっている「自立のための道具の会」というボランティアの会で始めました。現在、クラウドファンディングを使って、現時点では100万円のお金を何とかして集めようということで頑張っております。本日現在で55万8,000円ぐらいまでいっているのですが、100万円にならないと一銭にもならないということで、少しでも助けていただける部分があったらお願いできないかなと思ってお配りさせていただきました。

ホームページへ行っていただくと、もっと詳しく書いてありますけれども、現地のブータンは結構、薬物とかアルコール中毒になる人が多いそうで、そういう中毒から抜け出した、克服した若い人たちを中心に家具づくりの技術を指導するというので、指導員が4月20日から1年間行くことに決めて、航空券も手配しております。彼は皆さん御存じだと思うのですが、高山にあるオークヴィレッジ関連の組織で森林たくみ塾というところで勉強した25歳の若者ですが、もう1年通ってくれるということで進めております。

この事業について、すごく木工機械が必要だということで、それを送る経費がほとんどですが、なるべく早く100万円に達成させて、実際にかかる費用はそこにも書いてありますけれども、280万円ぐらいかかるものですから、何とかプラスアルファを獲得したいと思って頑張っておりますので、よかったですらよろしくお願ひしたいと思います。中にはもういただいている方もありますけれども。済みません、ありがとうございます。

○古澤課長

ありがとうございました。それでは今、鈴木委員のお話のことについて、質問はよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、同じく配布をさせていただいた資料の中で、人事異動の関係の資料が1枚ございますので、その関連のお話をさせていただきます。

豊田市森林課関係の人事異動(情報提供)というものでございます。左側半分が27年度、右側半分が来年4月からの28年度となっております。

まず、全体の人数でございますが、一番下の行にそれぞれ書いてございます。職員が20人、特別任用職員7人の合計27人という体制について、この人数については28年度も変更がございません。今の人数の中で対応していくということになります。その中で、今回異動、あるいは定年退職という職員がおりますので、御紹介をさせていただきます。

27年度のところをごらんいただいて、27年度の欄で転出先というところに新しい所属名が入っている方が異動という形になります。3人が森林課以外へ転出、異動をしております。1人が定年退職で、再任用で引き続き森林課ということになります。上からいきますと、一番上で副課長の青木剛が豊田市福祉事業団というところに転出になりました。青木は9年間、森林課におりましたので、長きにわたり活躍をさせていただいて、今回、課長級に昇任をして異動ということになります。

それからずっと下へいきまして、真ん中のあたりに二村俊行という者がおります。二村が5年間、森林課におりましたが、今回、土木管理課に異動となっております。その下の成本博文がおりますが、8年間、森林課におりましたが、今回、定年退職で引き続き再任用で森林課に配属をされました。次に、杉浦康之という林道担当の者ですが、6年間、森林課へ在籍していただき、土木課へ異動となりました。

転出先で(内部昇格)と書いてある2人、鈴木春彦、山田洋平と2人おりますが、この2人は係長級に今回昇格をして、そのまま森林課にいるという状態でございます。

新たに来るそれぞれの職員は右側に書いてございます。副課長の青木のかわりに企画課から加納という者が参ります。以下、左側の転出職員の横に氏名が書いてございますので、またごらんいただければというように思います。

以上が定期人事異動の関係でございます。何か異動の関係で御質問はよろしいでしょうか。

それから、今日配付をさせていただいたものの中に、森林学校の2016年度のパンフレットと森づくり白書、それから後で配付をさせていただいた森づくり構想シンポジウムの報告書については、時間の関係もございますので、申し訳ありませんが、情報提供ということでとどめさせていただきたいと思っております。また、時間があるときにごらんいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それから次回の、新年度に入ってから委員会の開催でございますが、先ほど委員会の議論の中でお話をさせていただきましたが、コンサルと委託契約を結んで行っていきます。そういった事務の関係もございますので、今回は5月頃に開催をしたいと思っております。日程の調整は、改めて皆さんの御都合のいいときを確認させていただければという

ように思っております。また、メール、電話等で御都合をお聞きしながらいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録につきましては、また豊田市のホームページの中で御披露させていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。まだ議事録の確認についても、追っぺお願ひしていきますのでよろしくお願ひいたします。

事務局からの御連絡、報告事項は以上でございます。何か事務局に対して御質問等があればお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これで第3回、森づくり委員会を閉じたいと思ひます。本日は本当にお忙しひところありがとうございました。

(開会時間 午後4時30分)